

あきる野市男女共同参画計画

第5次 あきる野
男女共同参画プラン

推進状況報告書
(令和5年度)

令和7年2月
あきる野市

目 次

1 第5次 あきる野 男女共同参画プランについて	5
(1) 計画の目的	
(2) 計画の基本理念	
(3) 施策の方向性	
(4) 施策の体系	
2 進捗状況報告書の構成について	9
(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況	
(2) 進捗状況に対する担当課の評価	
(3) あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価	
3 あきる野市における男女共同参画の推進状況について	10
(1) 市民アンケート調査結果	
(2) 各種委員会等における女性の参画率	
(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率	
4 進捗状況に対する担当課の評価及び市民会議委員の評価	25
方向性 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	25
施策分野 1 男女共同参画に関する意識の醸成	25
施策 1 男女共同参画に係る意識啓発の推進	25
施策 2 多様性や多文化共生への理解の促進	26
施策分野 2 男女共同参画に関する教育の推進	28
施策 1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進	28
施策分野 3 連携・協働による男女共同参画の推進	30
施策 1 市民との協働による施策の推進	30
方向性 II 配偶者からの暴力の根絶と被害者支援	31
施策分野 1 配偶者等からの暴力の根絶	31
施策 1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発	31
施策 2 若年層に対する予防啓発の実施	32
施策分野 2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	33
施策 1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実	33
施策 2 被害者の自立支援の推進	34
施策 3 関係機関との連携	34
施策分野 3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	35
施策 1 虐待等への相談支援及び防止の啓発	35
施策 2 ハラスメント防止のための意識啓発	37

方向性III 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進	3 8
施策分野1 職業生活における女性の活躍の推進	3 8
施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保	3 8
施策2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援	4 3
施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進	4 6
施策1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	4 6
施策2 子育て支援による家庭生活との両立	4 9
施策3 介護支援による家庭生活との両立	5 4
方向性IV 生涯を通じた健康支援	5 6
施策分野1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	5 6
施策1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	5 6
施策2 妊娠・出産に関する支援	5 8
施策分野2 性差に応じた健康支援	6 1
施策1 健康に関する周知啓発	6 1
施策2 予防や早期発見のための事業の実施	6 2
方向性V あらゆる分野における男女共同参画の推進	6 3
施策分野1 あらゆる分野での女性の参画拡大	6 3
施策1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	6 3
施策2 防災活動における男女共同参画の推進	6 4
5 進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による意見等	6 7

1 第5次 あきる野 男女共同参画プランについて

(1) 計画の目的

第5次あきる野男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」という。）は、全ての人が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的とします。

(2) 計画の基本理念

市では、第4次プランにおける、「男女の人権の尊重」「男女の仕事と家庭・地域生活の両立」「政策・方針決定過程への男女共同参画」の基本理念を踏まえ、DVをはじめ、高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する虐待等の人権侵害となる様々な暴力を根絶し、全ての人の人権が尊重される社会を形成することに加え、性別や年齢、国籍等にとらわれず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要としています。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、
あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり

(3) 施策の方向性

基本理念の実現に向け、次の5つの施策の方向性を設定しています。

ア 方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

全ての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別や年齢、国籍等に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、周知啓発に加え、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくこと等が重要です。

このため、性別や年齢、国籍等に関わりなく男女平等意識を醸成するため、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動を推進します。

イ 方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【あきる野市DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力やハラスメント等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に、配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者であり、個人の尊厳を害するだけでなく、男女平等の実現の妨げとなっています。

このため、全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に則り、暴力を受けている人の相談体制や支援を充実させるとともに、虐待やハラスメント等、様々な暴力の防止に向け、取組を進めます。

ウ 方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進 【あきる野市女性活躍推進計画】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての人の意思が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、女性の就労支援等の取組を進めます。

また、全ての人が持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保され、職業生活と家庭生活や地域生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を進めます。

エ 方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に当たり、重要な事項の一つです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要となります。

このため、全ての人が各自のライフステージにおいて、心身ともに健康な生活を送ることができる社会を目指し、意識啓発、検診の充実等の取組を進めていきます。

オ 方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定に当たり女性の意見等が反映されることが重要です。

このため、制度・慣行等にとらわれず全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野における女性の参画拡大に取り組みます。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、平成6（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」によって提唱され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「女性の人権」として位置付けられた。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力をもち、妊娠出産に関する自己決定権をもつこ

とを意味する。リプロダクティブ・ライツとは、こうした「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」であり、「すべてのカップルと個人が 自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされている。（カイロ国際人口開発会議（1994年）「行動計画 第7章 リプロダクティブライツとリプロダクティブヘルス」）

(4) 施策の体系

【方向性】	【施策分野】	【施策】
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	1 男女共同参画に関する意識の醸成	1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 2 多様性や多文化共生への理解の促進
	2 男女共同参画に関する教育の推進	1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進
	3 連携・協働による男女共同参画の推進	1 市民との協働による施策の推進
II 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援 【あきる野市DV防止基本計画】	1 配偶者等からの暴力の根絶	1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発 2 若年層に対する予防啓発の実施
	2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	1 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実 2 被害者の自立支援の推進 3 関係機関との連携
	3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	1 虐待等への相談支援及び防止の啓発 2 ハラスメント防止のための意識啓発
III 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進 【あきる野市女性活躍推進計画】	1 職業生活における女性の活躍の推進	1 男女の雇用機会と待遇の均等確保 2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 2 子育て支援による家庭生活との両立 3 介護支援による家庭生活との両立
IV 生涯を通じた健康支援	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発 2 妊娠・出産に関する支援
	2 性差に応じた健康支援	1 健康に関する周知啓発 2 予防や早期発見のための事業の実施
V あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 あらゆる分野での女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 2 防災活動における男女共同参画の推進

2 進捗状況報告書の構成について

(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況

第5次プランでは、あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、複数の数値目標を掲げています。

この数値目標の基となる市民アンケートや、その他調査結果について次のページ以降に掲載するとともに、市における男女共同参画の推進状況について整理しました。

(2) 進捗状況に対する担当課の評価

本報告書の作成に当たり、各事業の担当課に次のとおり調査を行いました。

ア 調査内容

令和5年度実績及び評価並びに令和6年度の方向性及び予定

イ 調査期間 令和6年5月28日から6月14日まで

ウ 評価方法

担当課は、課題達成に向けた施策の各事業に対し、次の基準に則って自己評価を行いました。

【 事業実施に係る評価基準 】

S：事業を実施し、目標以上の成果が得られた。

(計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。)

A：事業を実施し、目標を達成できた。

(計画期間中に目標を達成できる見込みである。)

B：事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。

(現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。)

C：事業を実施したが、目標達成には至らなかった。

(計画期間中に目標達成できない。)

D：事業を実施していない。

F：事業が終了（完了）した。

(3) あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価

あきる野市男女共同参画推進市民会議において、各課題に対し、総合的に評価しました。

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

A：このまま事業を実施してほしい。

B：事業方法の改善が必要である。

C：事業の抜本的な見直しが必要である。

F：評価ができない。（事業が未実施、事業が終了（完了））

3 あきる野市における男女共同参画の推進状況について

(1) 市民アンケート調査

ア 調査の概要

市では、市民の皆様が市で行っている事務や事業にどの程度満足されているか、また、何を重要と感じているかなどを把握し、皆様の考え方や意向を市政に反映させることにより、今後の市政運営に資することを目的として、隔年で市民アンケート調査を実施しています。

(ア) 調査地域

あきる野市全域

(イ) 調査対象

あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人

平成30年度	有効回収数	832通、有効回収率	33.3%
令和2年度	有効回収数	1,009通、有効回収率	40.4%
令和4年度	有効回収数	784通、有効回収率	31.4%
令和6年度	有効回収数	737通、有効回収率	29.5%

(ウ) 調査期間

平成30年度 平成30年8月23日から9月14日まで

令和2年度 令和2年11月21日から12月18日まで

令和4年度 令和4年6月7日から6月28日まで

令和6年度 令和6年7月19日から8月13日まで

イ 調査結果

男女共同参画を含む、市が実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価する「問7 施策の満足度・重要度について」、男女共同参画に係る意識を問う「問34 男女共同参画社会に関する認知度について」「問35 様々な場面で女性と男性が平等になっていると思うかについて」及び「問36 男女共同参画に関する言葉（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等）の認知度・理解度について」に関して、平成28年度市民アンケート、平成30年度市民アンケート、令和2年度市民アンケート、令和4年度市民アンケート及び令和6年度市民アンケートの集計結果を比較すると、次のような結果となりました。

なお、令和6年度に新規で追加した項目は、当該年度のみの結果となります。

その他調査結果の詳細は、市ホームページ

(<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000002913.html>) をご確認ください。

(ア) 施策の満足度・重要度について（問7）

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の満足度

年度	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	わからない	無回答
R6	0.9 %	2.0 %	46.5%	4.6 %	1.6 %	40.0 %	4.2 %
R4	0.9 %	3.1 %	44.9%	4.8 %	2.6 %	39.5 %	4.2 %
R2	1.1 %	3.5 %	48.2%	4.7 %	1.9 %	38.9 %	1.9 %
H30	0.4 %	2.6 %	50.4%	5.5 %	1.6 %	38.3 %	1.2 %
H28	0.6 %	3.8 %	49.6%	5.1 %	1.5 %	35.5 %	3.9 %
増減*	0.0 pt	△ 1.1 pt	1.6pt	△ 0.2 pt	△ 1.0 pt	0.5 pt	0.0 %

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の重要度

年度	重要	まあ重要	普通	あまり重 要でない	重要 でない	わからない	無回答
R6	11.7 %	16.6 %	42.9 %	4.6 %	2.7 %	17.1 %	4.5 %
R4	13.9 %	16.6 %	40.4 %	4.3 %	2.6 %	17.7 %	4.5 %
R2	13.2 %	18.5 %	40.9 %	6.1 %	3.1 %	15.7 %	2.5 %
H30	15.7 %	19.6 %	44.5 %	4.0 %	1.7 %	12.6 %	1.9 %
H28	9.8 %	14.5 %	47.1 %	7.0 %	2.6 %	13.1 %	5.8 %
増減*	△ 2.2 pt	0.0 pt	2.5 pt	0.3 pt	0.1 pt	△ 0.6 pt	0.0 pt

結果を見ると、施策の満足度及び重要度については令和6年度と令和4年度を比較すると、大きな増減はみられません。また、「普通」又は「わからない」と答えた市民が依然として大きい割合を占めています。

これらのことから、本市においては、「男女共同参画社会の実現」に係る施策に対する満足度を高めるため、「普通」又は「わからない」と回答した市民が「満足」又は「まあ満足」となるように施策に取り組み、誰もがその人らしく生きていくことができる社会の実現を図っていく必要があります。

(イ) 男女共同参画社会に関する認知度について（問34）

○男女共同参画社会とは、どのようなことかご存知ですか

(全体)

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	35.0 %	37.0 %	24.6 %	3.4 %
R4	29.8 %	37.8 %	28.8 %	3.6 %
R2	34.0 %	36.2 %	26.9 %	3.0 %
H30	37.5 %	34.1 %	21.8 %	6.6 %
H28	29.4 %	35.4 %	27.8 %	7.5 %
増減*	5.2 pt	△ 0.8 pt	△ 4.2 pt	△ 0.2 pt

(男性)

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	42.5 %	29.8 %	24.5 %	3.2 %
R4	35.7 %	36.0 %	26.3 %	2.0 %
R2	40.7 %	34.3 %	23.4 %	1.6 %
H30	44.1 %	33.1 %	17.9 %	5.0 %
H28	33.2 %	35.2 %	24.4 %	7.2 %
増減	6.8 pt	△ 6.2 pt	△ 1.8 pt	1.2 pt

(女性)

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	28.5 %	44.3 %	23.7 %	3.4 %
R4	25.2 %	39.4 %	31.2 %	4.2 %
R2	28.8 %	38.0 %	29.4 %	3.8 %
H30	33.6 %	34.7 %	24.5 %	7.2 %
H28	26.1 %	35.4 %	30.9 %	7.6 %
増減※	3.3 pt	4.9 pt	△ 7.5 pt	△ 0.8 pt

【参考】市民アンケート未掲載

(その他)

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	0.0 %	0.0 %	100.0 %	0.0 %

(回答しない)

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	25.0 %	33.3 %	33.3 %	8.3 %

(未回答)

年度	知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	50.0 %	0.0 %	50.0 %	0.0 %

「男女共同参画社会」の認知度については、「知っている」市民は増加しており、全体では令和4年度の29.8%から令和6年度の35.0%と5.2ポイント増えています。また、「知らない」市民は、令和4年度の28.8%から令和6年度の24.6%と4.2ポイント減っています。

のことから、「男女共同参画社会」の全体的な認知度は上昇していることがわかります。

今後、さらに認知度を底上げするためには、「知らない」市民が「男女共同参画社会」に関する情報に触れることができるよう周知を図ること、また、「言葉は聞

いたことがある」市民に対し「男女共同参画社会」への理解の促進を図ることが必要です。

(ウ) 様々な場面で女性と男性が平等になっていると思うかについて(問35)

○次のような場で女性と男性が平等になっていると思いますか。

(全体)

場面	年度	男性優遇	どちらかといえば 男性優遇	男女平等	どちらかといえば 女性優遇	女性優遇	わからない	無回答
家庭生活	R6	12.5 %	32.4 %	31.8 %	6.4 %	2.2 %	11.0 %	3.8 %
	R4	11.6 %	32.1 %	32.7 %	5.1 %	2.3 %	11.9 %	4.3 %
	R2	13.2 %	33.2 %	36.1 %	5.3 %	1.2 %	8.4 %	2.7 %
	H30	11.5 %	38.6 %	30.3 %	7.1 %	1.8 %	7.2 %	3.5 %
	H28	12.3 %	33.2 %	32.8 %	6.4 %	1.9 %	5.6 %	7.8 %
	増減*	0.9 pt	0.3 pt	△ 0.9 pt	1.3 pt	△ 0.1 pt	△ 0.9 pt	△ 0.5 pt
職場	R6	15.7 %	30.5 %	26.1 %	5.7 %	1.8 %	14.7 %	5.6 %
	R4	15.7 %	32.4 %	27.7 %	4.5 %	1.8 %	12.8 %	5.2 %
	R2	14.1 %	30.9 %	28.7 %	5.5 %	1.2 %	14.4 %	5.3 %
	H30	17.5 %	40.5 %	21.8 %	3.7 %	1.7 %	11.5 %	3.2 %
	H28	18.2 %	34.7 %	21.9 %	4.5 %	1.4 %	10.1 %	9.2 %
	増減*	0.0 pt	△ 1.9 pt	△ 1.6 pt	1.2 pt	0.0 pt	1.9 pt	0.4 pt
学校教育	R6	4.2 %	10.3 %	41.4 %	2.0 %	0.8 %	35.4 %	5.8 %
	R4	4.0 %	12.5 %	44.6 %	1.4 %	0.6 %	30.6 %	6.3 %
	R2	3.3 %	8.7 %	45.2 %	1.8 %	0.3 %	34.5 %	6.2 %
	H30	3.6 %	12.4 %	54.8 %	3.2 %	0.5 %	21.5 %	4.0 %
	H28	3.5 %	9.1 %	51.4 %	2.7 %	0.9 %	22.4 %	10.2 %
	増減*	0.2 pt	△ 2.2 pt	△ 3.2 pt	0.6 pt	0.2 pt	4.8 pt	△ 0.5 pt
政治	R6	35.7 %	36.8 %	8.4 %	1.1 %	0.4 %	13.2 %	4.5 %
	R4	38.5 %	33.2 %	10.5 %	0.9 %	0.4 %	11.2 %	5.4 %
	R2	34.8 %	33.5 %	10.5 %	0.7 %	0.4 %	16.3 %	3.9 %
	H30	35.0 %	38.1 %	11.8 %	0.6 %	0.1 %	11.3 %	3.1 %
	H28	24.0 %	39.6 %	14.9 %	1.0 %	0.6 %	11.0 %	8.9 %
	増減*	△ 2.8 pt	3.6 pt	△ 2.1 pt	0.2 pt	0.0 pt	2.0 pt	△ 0.9 pt
法律・制度	R6	13.4 %	27.0 %	30.0 %	4.7 %	1.5 %	19.1 %	4.2 %
	R4	15.8 %	25.6 %	28.3 %	3.1 %	1.8 %	19.8 %	5.6 %
	R2	15.6 %	25.6 %	28.7 %	3.3 %	1.0 %	21.5 %	4.4 %
	H30	14.2 %	30.3 %	33.2 %	3.8 %	1.0 %	13.7 %	3.8 %
	H28	11.8 %	28.3 %	32.3 %	4.3 %	0.9 %	13.4 %	9.0 %

	増減※	△ 2.4 pt	1.4 pt	1.7 pt	1.6 pt	△ 0.3 pt	△ 0.7 pt	△ 1.4 pt
社会通念 習慣 しきたり	R6	29.4 %	40.4 %	10.0 %	2.0 %	1.2 %	12.8 %	4.1 %
	R4	26.3 %	40.6 %	12.6 %	1.1 %	1.0 %	12.8 %	5.6 %
	R2	26.0 %	44.3 %	12.1 %	1.9 %	0.4 %	11.3 %	4.1 %
	H30	26.4 %	47.7 %	13.3 %	1.1 %	0.8 %	7.9 %	2.6 %
	H28	26.2 %	44.6 %	11.2 %	2.6 %	0.4 %	6.8 %	8.1 %
	増減※	3.1 pt	△ 0.2 pt	△ 2.6 pt	0.9 pt	0.2 pt	0.0 pt	△ 1.5 pt
地域活動	R6	13.6 %	29.6 %	25.5 %	3.4 %	1.4 %	22.7 %	3.9 %
	R4	12.1 %	28.4 %	29.3 %	2.4 %	1.1 %	21.6 %	5.0 %
	R2	10.4 %	29.8 %	30.6 %	2.8 %	0.5 %	22.1 %	3.8 %
	H30	10.6 %	34.7 %	33.7 %	5.0 %	0.7 %	12.3 %	3.0 %
	H28	12.0 %	31.4 %	30.8 %	3.9 %	1.0 %	12.6 %	8.3 %
	増減※	1.5 pt	1.2 pt	△ 3.8 pt	1.0 pt	0.3 pt	1.1 pt	△ 1.1 pt

「法律・制度」において「男女平等である」と感じる市民が増えていますが、全体的には「男女平等である」と感じる市民は減っています。「男女共同参画社会」の認知度が高まり、男女が平等ではないと考える方が増えたことが要因の一つと考えられます。

このことから、引き続き、性別などに関わらず誰もが活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向け、施策を進めていく必要があります。

(エ) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の認知度・理解度について（問36）

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉をご存知ですか。

(全体)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	41.1 %	30.3 %	25.8 %	2.9 %
R4	29.3 %	35.2 %	30.1 %	5.4 %
R2	31.0 %	39.7 %	27.6 %	1.7 %
H30	26.7 %	46.5 %	24.2 %	2.6 %
H28	23.9 %	41.5 %	28.5 %	6.1 %
増減*	11.8 pt	△ 5.1 pt	△ 3.9 pt	△ 2.6 pt

(男性)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	43.7 %	26.8 %	26.3 %	3.2 %
R4	36.0 %	38.2 %	21.2 %	4.5 %
R2	37.7 %	38.9 %	22.8 %	0.7 %
H30	30.9 %	46.0 %	21.8 %	1.4 %
H28	28.3 %	41.0 %	24.4 %	6.3 %
増減*	7.7 pt	△ 11.4 pt	5.1 pt	△ 1.3 pt

(女性)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	38.8 %	33.5 %	25.3 %	2.4 %
R4	23.7 %	33.4 %	37.9 %	5.0 %
R2	26.2 %	39.7 %	32.4 %	1.7 %
H30	24.5 %	46.8 %	26.4 %	2.3 %
H28	20.0 %	41.9 %	32.6 %	5.5 %
増減*	15.1 pt	0.1 pt	△ 12.6 pt	△ 2.6 pt

【参考】市民アンケート未掲載

(その他)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	100.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %

(回答しない)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	37.5 %	50.0 %	0.0 %	12.5 %

(無回答)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	33.3 %	0.0 %	66.7 %	0.0 %

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度については、性別に関わらず「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民は令和6年度の70.9%と、令和4年の64.5%と比較し6.4ポイント増えています。また、「知らない」と答えた市民は令和6年度の26.2%と、令和4年の30.1%と比較し3.9ポイント減っています。

このことから、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の全体的な認知度・理解度は高まっており、市民に周知されてきたことがわかります。今後、更に認知度を高めるためには、市民の意識醸成を図るとともに、市内の企業に対し、市が実施している「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業」など、ワーク・ライフ・バランスについての周知を図る必要があります。

(才) 多様な性に関する言葉の認知度・理解度について（問36）

○性的マイノリティ等の言葉をご存知ですか。

(全体)

言葉	年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
性的マイノリティ	R6	49.1 %	37.2 %	11.3 %	2.4 %
LGBT		51.8 %	25.0 %	20.1 %	3.1 %
SOGI		5.4 %	13.2 %	78.0 %	3.4 %
ALLY		3.8 %	11.0 %	81.5 %	3.7 %
アウティング		8.8 %	12.5 %	74.8 %	3.9 %

(男性)

言葉	年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
性的マイノリティ	R6	51.0 %	36.3 %	9.7 %	2.9 %
LGBT		50.7 %	27.7 %	17.7 %	3.8 %
SOGI		7.4 %	13.6 %	75.2 %	3.8 %
ALLY		4.1 %	12.4 %	79.9 %	3.5 %
アウティング		7.4 %	15.0 %	72.9 %	4.7 %

(女性)

言葉	年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
性的マイノリティ	R6	47.8 %	37.5 %	12.7 %	2.1 %
LGBT		52.8 %	22.7 %	22.2 %	2.4 %
SOGI		3.7 %	13.2 %	80.2 %	2.9 %
ALLY		3.4 %	10.3 %	82.6 %	3.7 %
アウティング		10.0 %	10.8 %	76.0 %	3.2 %

「性的マイノリティ」「LGBT」の認知については、全体で「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民が約8割を占めていることから、広く認知されているものと考えます。しかしながら、「SOGI」「ALLY」「アウティング」については、「知らない」と答えた市民が約8割を占めていることから、認知度が低いことが分かります。

このことから、認知度が低い言葉の周知を図るとともに、多様な性に関する市民の理解度を向上させるための施策を進めていく必要があります。

(力) 多文化に関する言葉の認知度・理解度について（問36）

○多文化共生という言葉をご存知ですか。

(全体)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	36.5 %	38.4 %	21.6 %	3.5 %

(男性)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	38.1 %	38.9 %	19.2 %	3.8 %

(女性)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	35.4 %	38.3 %	23.2 %	3.2 %

【参考】市民アンケート未掲載

(その他)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	0.0 %	100.0 %	0.0 %	0.0 %

(回答しない)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	33.3 %	25.0 %	33.3 %	8.3 %

(無回答)

年度	内容を含めて 知っている	言葉は聞いたこと がある	知らない	無回答
R6	33.3 %	33.3 %	33.3 %	0.0 %

「多文化共生」については、全体で「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民が約7割を占めていることから、一定数の方には認知されていることがあります。

このことから、今後は「言葉は聞いたことがある」と回答した市民の理解度を高めるよう周知を図るとともに、「知らない」と回答した市民に認知してもらう必要があります。

(2) 各種委員会等における女性の参画率

内閣府においては第5次男女共同参画基本計画において、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を、2025年までに40%以上60%以下とすることを目指しています。

のことから、市の第5次プランにおいても、それに倣って各種委員会等における女性委員の比率を40%以上とすることを目指しています。

この目標に加え、第5次プランにおいては、令和9年3月31日までに、次のような数値目標を掲げています。

- ①委員会等委員に占める女性委員の比率40%
- ②女性委員が30%以上の委員会等の比率50%
- ③女性委員がいる委員会等の比率90%

令和6年4月1日現在、市における各種委員会等の女性委員数の詳細は次のページのとおりです。

女性委員の比率は、全体で1058人中351人と約33.2%となっています。67の委員会等のうち、女性委員が全体の30%以上を占める委員会等は21で全体の約31.3%、1人でも女性委員がいる委員会等は58で全体の約86.6%となっています。

令和5年4月1日現在と比べ、全体の女性委員の比率は約34.1%から0.9ポイント減少、女性委員が全体の30%以上を占める委員会の数は、令和5年4月1日現在の約35.0%から3.7ポイント減少、1人でも女性委員がいる委員会等は約85.0%から1.6ポイント増加しております。

	女性委員の比率	女性委員が30%以上を占める委員会等の比率	女性委員がいる委員会等の比率
数値目標	40.0 %	50.0 %	90.0 %
R6.4.1	33.2 %	31.3 %	86.6 %
R5.4.1	34.1 %	35.0 %	85.0 %
R4.4.1	34.6 %	32.7 %	80.8 %
R3.4.1	35.8 %	40.4 %	84.2 %
R2.4.1	35.4 %	39.0 %	83.1 %
H31.4.1	35.3 %	38.3 %	90.0 %
H30.4.1	34.9 %	35.7 %	87.5 %
増 減*	△ 0.9 pt	△ 3.7 pt	1.6 pt

※ 令和6年度と令和5年度の増減

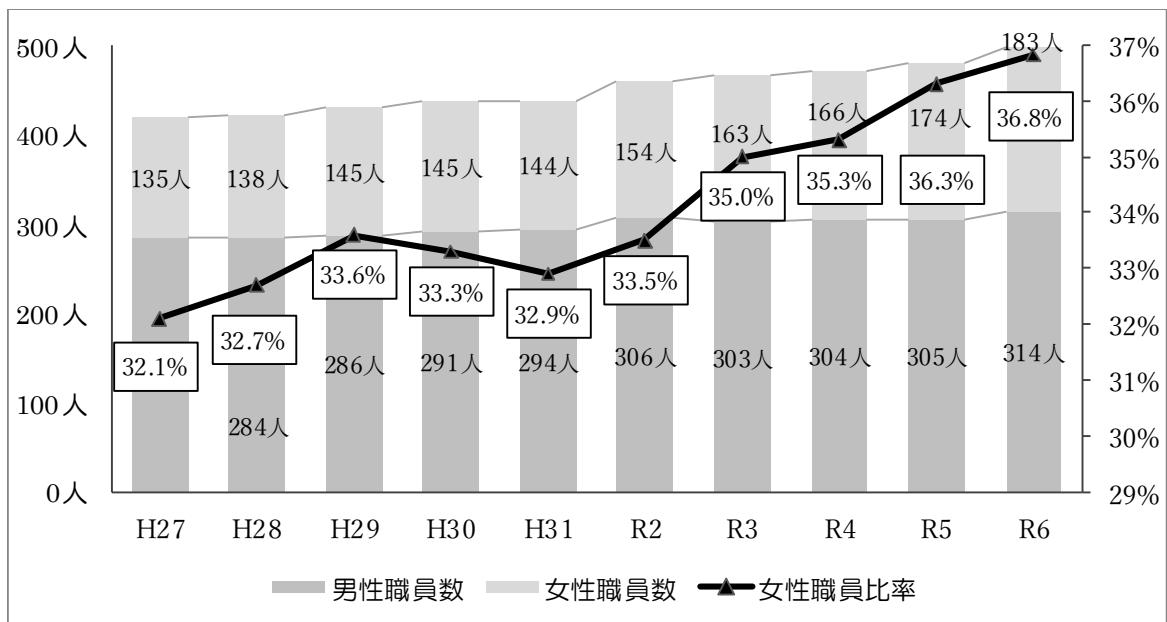
各種委員会等における女性の参画率

「令和6年4月1日現在を含む状況」

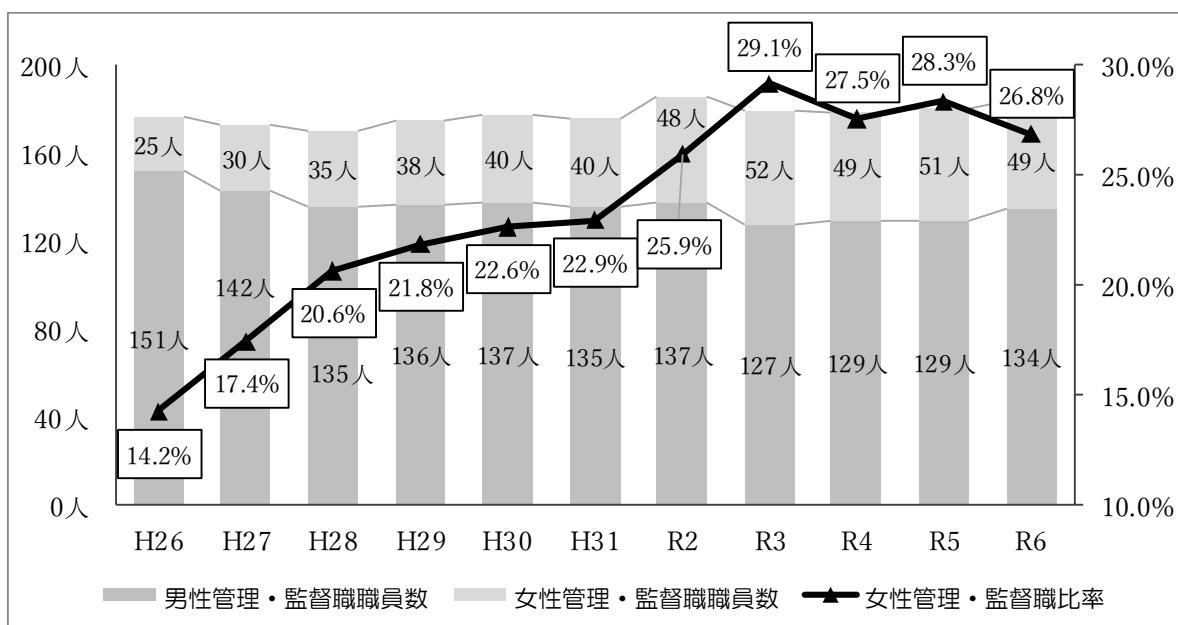
区分	N O	委員会等の名称	根拠条例等	所管課名	内訳		女性参画率
					男	女	
1 地 方 自 治 法 5 第 6 条	1 あきる野市教育委員会	地方自治法	教育総務課	4	1	20.0%	
	2 選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	3	1	25.0%	
	3 監査委員会	地方自治法	監査委員事務局	2	0	0.0%	
	4 農業委員会	地方自治法	農林課	12	2	14.3%	
	5 あきる野市固定資産評価審査委員会	地方自治法	総務課	3	0	0.0%	
					24	4	14.3%
地方 自 治 法 2 0 2 条 の 3	1 あきる野市指定管理者選定委員会	あきる野市の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	企画政策課	6	1	14.3%	
	2 あきる野市総合計画審議会	あきる野市総合計画条例	企画政策課	19	4	17.4%	
	3 あきる野市表影審査会	あきる野市表影条例	市長公室	8	0	0.0%	
	4 あきる野市情報公開・個人情報保護審査会	あきる野市情報公開条例	総務課	4	1	20.0%	
	5 あきる野市行政不服審査会	行政不服審査法	総務課	4	1	20.0%	
	6 あきる野市防災会議	あきる野市防災条例	地域防災課	33	3	8.3%	
	7 あきる野市国民保護協議会	あきる野市国民保護協議会条例	地域防災課	29	0	0.0%	
	8 あきる野市消防委員会	あきる野市消防委員会条例	地域防災課	6	0	0.0%	
	9 あきる野市安全・安心まちづくり協議会	あきる野市安心・安全まちづくり条例	地域防災課	15	2	11.8%	
	10 あきる野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	保険年金課	10	3	23.1%	
	11 あきる野市環境審議会	あきる野市環境基本条例	環境政策課	9	0	0.0%	
	12 あきる野市都市環境審議会	あきる野市都市環境条例	環境政策課	9	1	10.0%	
	13 あきる野市緑地保全審議会	あきる野市ふるさとの緑地保全条例	環境政策課	8	1	11.1%	
	14 廃棄物減量等推進審議会	あきる野市廃棄物の処理再利用の促進に関する条例第7条	生活環境課	10	1	9.1%	
	15 あきる野市民委員推薦会	民生委員法	福祉総務課	12	2	14.3%	
	16 あきる野市民児童委員協議会	民生委員法	福祉総務課	27	43	61.4%	
	17 あきる野市介護給付費等支給審査会	あきる野市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例	障がい者支援課	3	2	40.0%	
	18 あきる野市介護認定審査会	介護保険法	高齢者支援課	16	4	20.0%	
	19 あきる野市予防接種健康被害調査委員会	あきる野市予防接種健康被害調査委員会設置条例	健康課	7	0	0.0%	
	20 あきる野市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第7条第1項、子ども育て会議条例	こども政策課	5	7	58.3%	
	21 あきる野市都市計画審議会	都市計画法	都市計画課	12	3	20.0%	
	22 秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理審議会	土地区画整理法	区画整理推進室	10	0	0.0%	
	23 あきる野市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	生涯学習推進課	16	9	36.0%	
	24 あきる野市社会教育委員会会議	社会教育法	生涯学習推進課	7	3	30.0%	
	25 あきる野市文化財保護審議会	あきる野市文化財保護条例	生涯学習推進課	9	1	10.0%	
	26 あきる野市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法	スポーツ推進課	8	2	20.0%	
	27 あきる野市スポーツ推進委員会	スポーツ基本法	スポーツ推進課	7	8	53.3%	
	28 あきる野市図書館協議会	図書館法	図書館	4	4	50.0%	
					313	106	25.3%
その他 条例 及び 要綱 等	1 あきる野市男女共同参画推進市民会議	あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	企画政策課	4	3	42.9%	
	2 あきる野市花いっぱい運動推進協議会	あきる野市花いっぱい運動推進協議会設置要綱	地域防災課	7	2	22.2%	
	3 あきる野市環境委員会	あきる野市環境委員会設置要綱	環境政策課	15	5	25.0%	
	4 あきる野市生きもの会議	あきる野市生きもの会議設置要綱	環境政策課	13	4	23.5%	
	5 あきる野市農業振興地域整備促進協議会	あきる野市農業振興地域整備促進協議会設置要綱	農林課	17	2	10.5%	
	6 あきる野市森林整備推進協議会	あきる野市森林整備推進協議会設置要綱	農林課	12	3	20.0%	
	7 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱	福祉総務課	12	3	20.0%	
	8 成年後見制度利用促進協議会	あきる野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱	福祉総務課	7	2	22.2%	
	9 あきる野市障がい者福祉計画推進委員会	あきる野市障がい者福祉計画推進委員会設置要綱	障がい者支援課	6	5	45.5%	
	10 あきる野市地域自立支援協議会	あきる野市地域自立支援協議会設置要綱	障がい者支援課	15	3	16.7%	
	11 あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	障がい者支援課	11	4	26.7%	
	12 障がい者支援施設在り方検討委員会	あきる野市障害者通所支援施設在り方検討委員会設置要綱	障がい者支援課	3	2	40.0%	
	13 あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会委員会	あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会設置要綱	障がい者支援課	6	2	25.0%	
	14 あきる野市地域包括支援センター運営協議会	あきる野市地域包括支援センター運営協議会要綱	障がい者支援課	7	2	22.2%	
	15 あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	高齢者支援課	11	4	26.7%	
	16 あきる野市老人ホーム入所判定委員会	あきる野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	高齢者支援課	3	1	25.0%	
	17 あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議会	あきる野市生活支援体制整備事業実施要綱	高齢者支援課	12	8	40.0%	
	18 あきる野市健康づくり推進協議会	あきる野市健康づくり推進協議会設置要綱	健康課	12	8	40.0%	
	19 あきる野市健康づくり市民推進委員会	あきる野市健康づくり市民推進委員会設置要綱	健康課	16	85	84.2%	
	20 あきる野市自殺対策推進協議会	あきる野市自殺対策推進協議会設置要綱	健康課	9	3	25.0%	
	21 あきる野市要保護児童対策地域協議会代表者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	こども家庭センター	12	12	50.0%	
	22 あきる野市要保護児童対策地域協議会実務者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	こども家庭センター	10	11	52.4%	
	23 あきる野市居住支援協議会	あきる野市居住支援協議会設置要綱	住宅政策課	8	2	20.0%	
	24 あきる野市地域公共交通協議会	あきる野市地域公共交通協議会設置要綱	交通政策課	16	2	11.1%	
	25 あきる野市特別支援教育就学相談委員会	あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則	指導室	14	11	44.0%	
	26 あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会	あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会設置要綱	指導室	8	11	57.9%	
	27 あきる野市特別支援教育検討委員会	あきる野市特別支援教育検討委員会設置要項	指導室	11	7	38.9%	
	28 あきる野市学校給食センター運営協議会	あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例	学校給食課	13	6	31.6%	
	29 あきる野市青少年委員会	あきる野市青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例	生涯学習推進課	10	6	37.5%	
	30 あきる野市生涯学習市民会議	あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱	生涯学習推進課	10	2	16.7%	
	31 放課後子どもプラン運営委員会	あきる野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	生涯学習推進課	10	4	28.6%	
	32 あきる野市地域教育協議会	あきる野市地域教育協議会設置要綱	生涯学習推進課	24	7	22.6%	
					344	232	40.3%
		合計			681	342	33.4%
その他	1 清流保全協力員	あきる野市清流保全条例	生活環境課	22	0	0.0%	
	2 あきる野市廃棄物減量等推進員	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	生活環境課	4	9	69.2%	
					26	9	25.7%

(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率（各年4月1日現在）

ア あきる野市職員の男女比率



イ 管理・監督職における女性職員の比率



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に制定し、令和3年3月に改訂した「あきる野市における女性活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画」において、令和7年度末までに管理（部長及び課長級職員）・監督職（課長補佐及び係長級職員）における女性の比率を、管理職は25%以上、監督職は35%以上とすることを目標に掲げ、能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促すなどの取組を進めることとしています。

管理・監督職における女性職員の割合は、令和3年をピークに下降しています。

管理職、監督職別でみると、管理職における女性職員の割合は60人中8人の約13.3%、監督職における女性職員の割合は123人中41人の約33.3%となっており、どちらも数値目標には達していません。

また、職員全体のうち、女性が占める割合は、令和6年においては36.8%と、0.5ポイント上昇しております。

4 進捗状況に対する担当課の評価及び市民会議委員の評価

【 事業実施に係る評価基準 】

S : 事業を実施し、目標以上の成果が得られた。

(計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。)

A : 事業を実施し、目標を達成できた。

(計画期間中に目標を達成できる見込みである。)

B : 事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。

(現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。)

C : 事業を実施したが、目標達成には至らなかった。

(計画期間中に目標達成できない。)

D : 事業を実施していない。

F : 事業が終了（完了）した。

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

A : このまま事業を実施してほしい。

B : 事業方法の改善が必要である。

C : 事業の抜本的な見直しが必要である。

F : 評価ができない。（事業が未実施、事業が終了（完了））

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野Ⅰ 男女共同参画に関する意識の醸成

一人一人が人権を尊重し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に関する理解を深めることが重要です。

このため、男女共同参画社会、多様性を認め合う社会や多文化共生社会の実現に向け、男女共同参画に関する情報提供や、性的マイノリティに対する正しい理解の促進、国籍・文化等が異なる方々との相互理解の促進に関する取組を進めます。

施策分野Ⅰの数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
「男女共同参画社会とはどのようなことか」を「知っている」比率 (市民アンケート調査による)	34.0% R2年度実施	40%	29.8% R4年度実施

施策Ⅰ 男女共同参画に係る意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に係る情報提供や講座の実施等により、意識啓発に取り組みます。

NO 事業名	事業内容	担当課	実績評価		
令和5年度		事業実績	課題	令和6年度実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標に対する実績	—	市広報及び市ホームページ以外の媒体の活用についても継続するとともに、国が定める啓発週間・月間に合わせて、特設コーナーなどの設置を実施し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていく。また、情報発信のターゲット（子育て世代、学生、労働者など）を明確にし、それぞれに情報が届くよう、新たにチラシ等の設置場所を検討し、設置する。	隔年で実施する市民アンケート調査の結果をみると、「男女共同参画」という言葉の認知度は下がっており、実生活においては、男女平等ではないと感じる市民が多く、より効果的な周知・啓發に取り組む必要がある。	（市民会議評価） 男女共同参画の視点からの評価	B
実績内容	国が定める各啓発週間・月間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、ポスター、啓発カード等の掲示・配布を情報発信のターゲットを明確にし、若年層に対しては、図書館等の適切な場所で実施し、SNSの活用による情報提供及び意識啓発を実施した。（広報掲載6回、市ホームページ更新6回、SNS投稿2回）また、産業祭においては、森っこサンちゃんを活用した啓発カード等の配布を実施した。さらに、企画政策課窓口において、特設コーナーを設置し、意識啓発を図った。 このほか、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置し、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。（窓口等での情報提供108件） 東京都パートナーシップ宣誓制度を活用した市の取組について、市ホームページにおいて周知を行った。	（担当評価） 実績に係る評価	（市民会議評価） 男女共同参画の視点からの評価	B	B
NO 事業名	事業内容	担当課	実績評価		
令和5年度		事業実績	課題	令和6年度実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標に対する実績	—	料理に関する技術を学習するだけでなく、退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して、「男性の料理教室」を実施する。	中央公民館主催事業 市民大学において、退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して、「男性の料理教室」を実施する予定である。	（市民会議評価） 男女共同参画の視点からの評価	A B
実績内容	退職後の男性が自分で料理をすることにより、食の自立と家事分担ができるようになることを目指し、概ね55歳以上の男性で料理経験があまりない方を対象に、中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」を実施した。 事業名：中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」 テーマ：「マカロニグラタン、温野菜サラダ、バーロールパン、果物（いよかん）付き」 実施日 令和6年2月15日（木） 講師 地域活動栄養士会のらぼうず 代表 青木博美 ほか 参加人数 8人 参加者アンケートでは、「早速家でも作りたい」「よい講座なので続けて開催して欲しい」との声をいただきしており、好評である。	（担当評価） 実績に係る評価	（市民会議評価） 男女共同参画の視点からの評価	A B	B

NO 3 事業名	女と男のライフフォーラムの実施			
事業内容		担当課：生涯学習推進課		
公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	—	—	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
実績内容	<p>市民公募による実行委員が男女共同参画に関する研修を受け、更に意識を高めた上で、男女共同参画プランに基づいて第24回女と男のライフフォーラムinあさる野を企画・実施した。 実施に当たっては、より多くの方に参加いただけるよう、手話通訳を配置するとともに、保育を設定。更に自宅等からも参加ができるよう、リモートライブ配信を実施した。 事業名：第24回女と男のライフフォーラムinあさる野 テーマ：「男が働きたい、いいじゃないか！～性別にとらわれない多様な生き方～」 実施日：3月30日（土） 内容：第一部 講演会、第二部 交流広場（質疑応答等） 講師：田中俊之（大妻女子大学人間関係学部准教授） 参加人数：47人（会場：41人、リモート：6人） 保育利用者：0人 実行委員：9人（会議8回開催） 図書資料の展示：例年展示しているこれまで実施したフォーラムの記録集に加え、講師の著書やテーマ（ジェンダー）に関連する図書資料（絵本から図の男女共同参画に関する計画書に至る各種資料）を、フォーラムの開会前や休憩時間に、気軽に手にすることができるよう、会場内に展示了。 実行委員便りの発行：フォーラムの事業周知と、男女共同参画の意識啓発として、「実行委員便り」を2回発行し、市内公共施設等で配布した。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向け、その必要性について、より多くの市民に意識の啓発と気運の醸成を図っていく必要がある。</p>	<p>市民参画による男女共同参画意識啓発の事業として、第25回女と男のライフフォーラムを実施する。 実施に当たっては、市民公募の実行委員会を組織し、研修・情報交換等により男女共同参画プランの理解を深めた上で企画・運営に当たる。</p>	A A

施策2 多様性や多文化共生への理解の促進

L G B T等の性的マイノリティに関する正しい理解の促進や、国際理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、多様性を認め合う社会及び多文化共生社会の実現に向けて、人権等に関する相談の実施、多言語翻訳機による外国人支援等の取組を進めます。

NO 4 事業名	性の多様性や多文化共生に関する周知啓発			
事業内容		担当課：企画政策課		
性的マイノリティを含む多様な性に関する理解や国際理解のための周知啓発を行う。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	—	—	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
実績内容	<p>多様な性に関する理解促進・周知の一環として、東京都パートナーシップ宣誓制度を活用した市の取組について、市ホームページによる周知を行った。 多文化共生に関する国、都及び市の取組について市ホームページを通じた周知を行った。 また、多文化共生への理解促進に向けた具体的な取組を検討するため、国際化関係団体の方々にヒアリングを行った。 ヒアリング実績 団体：2</p>	<p>多様な性や多文化共生への理解促進及び周知啓発を行うに当たり、当事者の気持ちやニーズに寄り添った取組や周知方法の検討が必要である。</p>	<p>市ホームページ等での周知は、内容の充実に努め、より多くの方々に情報が届けられる方法を摸索しながら、継続して実施する。 東京都パートナーシップ宣誓制度について、制度の活用の検討及び周知を継続して実施する。 多様な性や多文化共生の今後の進め方を検討するに当たり、市民アンケートにより、市民の理解度や認知度を把握する。また、市内在住の外国人に対し、生活する上での困りごとなどについてヒアリングを行い、周知・啓発に生かす。</p>	B B

NO 5	人権等に関する相談の実施								
事業名	事業 内 容	担当課：市民課							
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談を実施する。また、性的マイノリティに関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。									
令和5年度									
事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価					
数値目標に対する実績	—	人権擁護委員の活動等を通じて、人権啓発を行なうが、意識の醸成が難しい。	人権身の上相談の実施（定例相談、特設相談）。	A	A				
実績内容	人権擁護委員による「人権身の上相談」として、定例相談を市役所及び五日市出張所で、特設相談をあきる野ルピアで実施した。（相談件数10件）また、人権週間などで啓発資料を配付した。		また、啓発資料を配付する。						
NO 6	多言語翻訳機の活用による窓口における支援								
事業名	事業 内 容	担当課：市民課							
日本語以外を母国語とする外国人等に対し、行政手続等を円滑に行えるよう、多言語翻訳機の利用促進を図る。									
令和5年度									
事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価					
数値目標に対する実績	—	市民課での利用合計8件以外では、障がい者支援課の1件の利用であった。今後の運用をどうしていくか、他部署への活用の周知などが必要である。	翻訳機が必要となった部署に貸し出しを行う。	A	A				
実績内容	市民課窓口等で外国人に対する窓口対応として、多言語翻訳機を使用した。（令和5年度合計9件）								

施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の実現を図るために、性別・年代に関わりなく、家庭や地域において、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。

このため、学校や地域における学習機会の提供など、男女共同参画に関する教育活動を推進します。

施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、人権・男女平等意識を高める教育に取り組みます。

NO 7 事業名	学校における人権教育の推進				
事業内容		担当課：指導室			
各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。					
令和5年度		令和6年度 実施予定内容			(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
事業実績	課題	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価		
数値目標に対する実績	—	人権教育推進上の課題は各校によって異なるため、それぞれの課題を把握し、課題を踏まえた計画を各校が作成できるようにすること。 教職員一人一人の 人権感覚及び人権 意識を継続的に向 上させるための意 図的・計画的な研 修を充実させること。	年間指導計画や人権教育推進上の課題を踏まえ、人権教育の視点を明確にした学習指導を充実させるよう周知徹底を図る。 職層に応じた人権教育に係る研修を充実させ、教職員が人権尊重の理念を理解し、人権教育について共通理解を深めて指導できるようにする。	A	A
実績内容	各学校が作成した人権教育の全体計画及び年間指導計画を基に、各教科等を通して、教員が意図的・計画的に人権に関する知的理解や人権感覚を育くむ教育活動に取り組んだ。				
NO 8 事業名	人権教育推進のための指導の充実				
事業内容		担当課：指導室			
人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。					
令和5年度		令和6年度 実施予定内容			(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
事業実績	課題	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価		
数値目標に対する実績	—	人権教育推進委員会は、東京都教育委員会と連携して、人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について協議することにより、学校における人権教育の推進を図る。	人権教育推進委員を中心には、各校の実状に応じた指導を充実させること。	B	B
実績内容	人権教育推進委員会は、東京都教育委員会による研修や、域内のブロックが参考して行う地区の推進委員会に出席し、情報交換や課題に対する協議を行った。各学校では、委員による還元研修を行った。	令和6年度の東京都人権推進協議会は各地の人権担当者を集め、集合型の研修を行うこととしている。			

NO 9	道徳教育の充実				
事業名	事業内容	担当課：指導室			
学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	学校、家庭、地域の三者の協力体制を整えることが重要であるため、意見交換会への参加をより促すとともに、活発な意見交換が行われるような工夫が必要である。	各学校が道徳教育推進教師を中心に、保護者や地域住民等の協力を得た授業など、連携強化を図った指導を工夫するとともに、学校や地域の実情に応じたテーマを設定し、意見交換会を充実させる。	B	B
実績内容	市内全小・中学校で道徳授業地区公開講座を実施し、学校、家庭、地域が意見交換を行うとともに、各学校で重点とする道徳的価値について共通理解を深めた。				
NO 10	人権等に関する教職員の理解促進				
事業名	事業内容	担当課：指導室			
人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	男女が互いの違いを認めつつ、男女両性の本質的平等の理念についての理解が進む一方、「性自認」及び「性的指向」に対する正しい理解と認識が十分に深められていないこと。	校長会、生活指導主任会及び指導室訪問等において、人権教育プログラム等を活用し、教職員における理解の促進を図る。	B	B
実績内容	東京都教育委員会と連携し、管理職を対象とした研修会に各校から参加するとともに、校内において人権教育プログラムを活用した研修を実施するよう周知を図った。令和5年度は校長、副校長に対して、年1回研修会が開催された。その研修内容を踏まえ、各学校にて指導方法を検討し、研修等を実施した。				

施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた意識を効果的に醸成するためには、市民との協働による取組が不可欠です。このため、市民の連携、協働により男女共同参画に関する事業を実施します。

施策1 市民との協働による施策の推進

市民との協働により、男女共同参画プランの進捗状況の評価やフォーラムの実施などに取り組みます。

NO 1 事業名	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進				
	事業内容	担当課：企画政策課			
男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討する。					
令和5年度					
事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—	進捗状況の評価に 当たって、より客 観的な判断ができる よう、可能な限り 実績に関する数 値（実施回数、利 用者人数など）を 示す必要がある。 また、評価結果を 次年度の事業に生 かすため、早めに 実施する必要があ る。	第5次あきる野男女共 同参画プランの策定を 踏まえ、進捗状況の評 価及び公表を行う。ま た、進捗状況の評価に ついては、今年度の事 業に生かせるよう、8 月中に市民会議を実施 し、評価を固める。	A	A
実績内容	男女共同参画推進市民会議において、令和4年度の進捗 状況を確認及び評価し、その結果を公表した。 また、進捗状況の評価を今年度の事業に生かせるよう、 8月1日に市民会議を実施した。 市民会議開催回数：1回				
NO 3 事業名	女と男のライフフォーラムの実施（再掲）				
	事業内容	担当課：生涯学習推進課			
	公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。				

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

施策分野Ⅰ 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、暴言を浴びせる、長期間無視する等の心理的攻撃、生活費を渡さない等の経済的圧迫、性的暴力等、多岐に渡り、いずれも被害者の心身に有害な影響を及ぼします。

全ての人が互いの人権を尊重し、安心して暮らせるよう、配偶者等からの暴力の防止に向け、周知啓発や相談体制の充実等の取組を進めます。

施策Ⅰ 配偶者等からの暴力に関する周知啓発

配偶者等からの暴力の防止のため、周知啓発や相談窓口等の周知を行うとともに、学校教育等における人権教育を通じて、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることについて、理解の促進を図ります。

NO 事業名	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発				
	事業内容	担当課：生活福祉課			
市ホームページやDV周知啓発カード等を活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する情報及び相談窓口等の周知啓発を行う。					
数値目標に対する実績	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	広く周知することで、加害者が相談窓口を知ってしまうことが想定されるため、支援が必要な方へのより良い周知の仕方について検討していく必要がある。	加害者対応を鑑み、相談窓口の周知については工夫し周知する。	A	B
実績内容	市ホームページを活用した周知の外、庁舎及びあきる野ルピアのトイレの個室に市の相談窓口を記載したものを見掲示するなど、相談窓口の周知を図った。				
NO 事業名	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発				
	事業内容	担当課：企画政策課			
市ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知啓発を行う。					
数値目標に対する実績	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	チラシ、リーフレット、啓発カード等の配布実績を踏まえ、より支援を必要としている人に情報が届くよう、周知方法の工夫が必要である。学生など若年層への一層のPRが必要である。	引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。市広報や市ホームページだけでなく、若年層にとって身近なSNSを積極的に活用するとともに、学校等へのチラシの配布も検討する。設置したチラシ等の配布場所と部数について、引き続き記録を取り、実績を見ながら、より効果的な配布方法を検討していく。		
実績内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、公共施設及び特設スペースにおけるポスター、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。また、SNSを活用した周知・啓発を行った。（広報掲載1回、市ホームページ更新1回、X1回）このほか、産業祭において、森っこサンちゃんを活用し、啓発カード等を配布した。（啓発カード50枚、チラシ50枚）支援を必要とする方々が周りの目を気にすることなく相談窓口等の情報を得られるよう、トイレの個室に掲示してある周知用ポスターを更新し、情報提供を行った。		B	B	

NO 10 事業名	人権等に関する教職員の理解促進（再掲）		
事業内容		担当課：指導室	
人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。			

施策2 若年層に対する予防啓発の実施

若年層が性犯罪・性暴力に巻き込まれないよう、予防啓発や相談窓口の周知を行います。

NO 13 事業名	若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発	事業内容	担当課：企画政策課	
市ホームページやパンフレット等を活用し、被害の予防啓発や相談窓口の周知啓発を行う。				
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	市内において、比較的学生など、若年層の利用がある図書館やルピアにおいてポスター等の掲示を行っているものの、若年層に情報が届いているか把握することが困難である。若年層にとって身近なツールであるSNSの活用を積極的に行っていく必要がある。	引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 市広報や市ホームページだけでなく、若年層にとって身近なSNSを活用するとともに、学校等へのチラシの配布も検討する。 設置したチラシ等の配布場所と部数について、引き続き記録を取り、実績を見ながら、より効果的な配布方法を検討していく。	
実績内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。 国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、公共施設及び特設スペースにおけるポスター、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。また、新たに市のTwitterを活用した周知・啓発を行った。（広報掲載1回、市ホームページ更新1回、X 1回、特設コーナーでのカードの配布実績：1枚） 支援を必要とする方々が周りの目を気にすることなく相談窓口等の情報を得られるよう、トイレの個室に掲示してある周知用ポスターを更新し、情報提供を行った。			B B

施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者の迅速な安全確保を行うことが必要です。このため、相談体制を充実させ、関係機関との連携により、被害者の安全を確保するとともに、自立に向け必要な支援を行います。

施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実

配偶者等からの暴力を受けた際に、相談がしやすい体制や母子等を保護する体制を充実させます。

事業名		事業内容 担当課：生活福祉課			
数値目標に対する実績	令和5年度 事業実績		課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
					(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
NO 14	事業名 女性相談、母子・父子相談の実施	—	相談者の話を聴き、問題解決に向けて取り組むが、相談者の希望に沿った支援ができる場合もある。	相談者に寄り添い、それぞれの相談者に対し、よりよい問題解決ができるよう、引き続き取り組む。	A A
実績内容	相談件数 537件（延1239件） ※うち、DV相談 延90件				
事業名 母子等緊急一時保護の充実		事業内容 担当課：生活福祉課			
数値目標に対する実績	令和5年度 事業実績		課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
					(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
NO 15	事業名 母子等緊急一時保護の充実	—	特になし。	継続して実施する。	A A
実績内容	必要に応じて、身の安全を確保するための緊急一時保護を実施した。				

施策2 被害者の自立支援の推進

配偶者等からの暴力を受けた被害者が早期に自立できるよう、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

NO 16	被害者の自立支援の推進				
事業名	事業内容	担当課：生活福祉課			
被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。					
令和5年度		事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	特になし。	入所施設、市各部署との連携、警察、児童相談所、女性センター等と連携し、継続して実施する。	A	A
実績内容	母子生活支援施設入所世帯 5世帯				

施策3 関係機関との連携

配偶者等からの暴力を受けた被害者への適切な対応や円滑な支援を行うため、庁内関係部署における連携体制を維持します。

NO 17	庁内の関係部署による連絡会の運営				
事業名	事業内容	担当課：企画政策課・生活福祉課			
庁内の関係部署による連絡会を運営し、市内における配偶者等からの暴力などに関する情報の共有及び連携を図る。					
令和5年度		事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	【企画政策課】 DV被害者支援マニュアルについて、実務担当者の運用上活かされているか、関係する部署の全ての職員に周知されているか等を把握した上で、連絡会を開催し、マニュアルの改善に向けた協議を行う必要がある。	【企画政策課】 DV法の改正内容やマニュアルの運用状況、改善点等を踏まえ、マニュアルの更新をする。また、連絡会等を通じて、関係部署に結果を共有するとともに、マニュアルの活用を図る。	【生活福祉課】 他部署に対し、「DV被害者マニュアル」を使用し、研修等を実施する。	B B
実績内容	【企画政策課】令和6年度にDV法の改正が行われるなど、マニュアルの更新を予定しており、最新の運用状況、改善点等を把握する必要があるため、アンケートは実施せず、内容の検討と情報収集を行った。 【生活福祉課】「DV被害者支援マニュアル」を使用し、「DV被害者の支援」に関して各部署と連携し、支援を実施した。	【生活福祉課】 特になし。			

施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

配偶者等からの暴力に限らず、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、虐待など、人権侵害となりうる様々な暴力の防止に向け、周知を行い、防止のための啓発及び相談支援を行います。

施策1 虐待等への相談支援及び防止の啓発

障がい者虐待や高齢者虐待の防止に向けて、法令や相談窓口の周知啓発等に取り組みます。また、将来的に虐待防止につながる若年層の健全育成に向け、非行防止のパトロール等の取組を進めます。

NO 18 事業名	障害者虐待防止法の周知啓発				
事業内容		担当課：障がい者支援課			
令和5年度 事業実績		課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	事業実施に関する課題は特になし。 障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	障害福祉サービス等事業所への障害者虐待防止に関する研修を継続して実施する。 市民への周知は、市広報への掲載や障がい者虐待防止のパンフレットの配置等を行う。	A	A
実績内容	障がい者虐待防止の周知・啓発を目的に、障がい者虐待防止に関する記事を市広報に掲載した。 障害福祉サービス等事業所に対し、障害者虐待防止の研修会を実施した。				
NO 19 事業名	高齢者虐待防止法の周知啓発				
事業内容		担当課：高齢者支援課			
令和5年度 事業実績		課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	虐待防止及び早期発見、養護者の介護負担視点等、周知・啓発の拡大が必要である。	高齢者虐待の種類やサイン、相談窓口等を盛り込んだ市民向けチラシを作成し、市の窓口や公共施設、講座等で周知・啓発に取り組む。	A	A
実績内容	・ 高齢者虐待の相談窓口を市広報及び市ホームページに掲載した。 ・ 令和5年度中に19件の高齢者虐待通報に対応した。 ・ 高齢者虐待防止ネットワーク会議にて虐待事例の情報共有を図った。				

NO 20	事業名	障がい者虐待防止センターの運営			
事業内容		担当課：障がい者支援課			
障がい者虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障がい者虐待防止センター」を運営し、障がい者及び養護者の支援体制を強化する。					
	令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	事業実施に関する課題は特になし。障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	—	継続して、障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の防止や迅速な虐待対応ができる体制を維持する。	A
実績内容	障がい者虐待の届出・通報受理、受理後の障がい者の安全・事実確認、障がい者及び養護者の相談・指導及び助言、障がい者虐待防止の普及啓発を市担当課と連携し、実施した。	—	—	—	A
NO 21	事業名	青少年健全育成活動の充実			
事業内容		担当課：生涯学習推進課			
非行防止のパトロールや不健全図書類に関しての店舗立ち入り調査などの活動を通じて、青少年の健全育成を図る。					
	令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	—	—	—	—
実績内容	中学校区健全育成推進会議及び青少年健全育成地区委員会による非行防止のパトロールや児童の登下校の見守りを行うとともに、青少年顕彰ふるさと委員会から6名が東京都青少年健全育成協力員として、市内の図書販売店舗において不健全図書類の陳列状況等について立入調査を行い、青少年の健全育成を図った。	不健全図書の店舗立入調査員の確保	か課題。	継続して実施する。	A
					A

施策2 ハラスメント防止のための意識啓発

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメントを防止するため、市民のみならず、市内事業所等に対する意識啓発に取り組みます。

NO 22 事業名	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発				
	事業内容	担当課：企画政策課			
ハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、市ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。					
	令和5年度				
事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	市民が企画政策課 窓口において、チ ラシ等を目にした り、手に取る機会 は少ないため、チ ラシ等の設置、掲 示場所について、 工夫する必要があ る。 特に講座や啓発イ ベント等のチラシ については、対象 となる世代、立場 の方々が比較的訪 れやすい施設、窓 口等に配置する必 要がある。	引き続き、周知の方法 及びチラシ等の設置場 所を工夫しながら、継 続して実施する。 ポスター・チラシにつ いては、対象となる市 民の目につきやすい場 所への設置・掲示を行 う。 設置したチラシ等の配 布先と部数について、 継続して記録をとり、 今後の配布方法の検討 材料とする。	B	B	
実績内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフ レット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを 通じて市民への情報提供を行った。 国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページ への記事掲載を行った。 (広報掲載1回、市ホームページ更新1回、ハラスメン ト防止セミナーに関する窓口等での情報提供1件)				
NO 22 事業名	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発				
	事業内容	担当課：商工振興課			
ハラスメント防止に向け、市内事業所に対して周知啓発を行う。					
	令和5年度				
事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	チラシの配布等に による実質的な効果 を測定することは 困難だが、意識啓 発を図るために は、行政による継 続的な促進策が必 須と言える。 今後、より効果的 な啓発を行うため にも、セミナーに による直接的な周知 との連動など、複 合的な施策展開に ついて検討する必 要がある。	継続してチラシやリ ーフレットによる周知啓 発を図る。	A	B	
実績内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施 設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置するこ とにより、市内事業者への普及啓発を図った。				

NO 22 事業名	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
	事業内容	担当課：職員課		
ハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	<p>【独自研修】 課長職及び係長・主査職を対象としたハラスメント防止研修を実施し、50人が受講した。</p> <p>係長 27人 課長 23人</p> <p>【派遣研修】 東京都市町村職員研修所で実施の新任係長及び新任課長を対象としたハラスメント研修に、17人派遣した。</p> <p>係長 12人 課長 5人</p>	<p>職員に対する意識付けが計画的かつ継続的に行えるよう、研修計画で設定し実施していく必要がある。</p>	<p>東京都市町村職員研修所へ職員の派遣を実施するとともに、独自研修の実施について検討する。</p>	A A

方向性III 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策分野Ⅰ 職業生活における女性の活躍の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら、依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

このため、女性活躍推進法に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性がその能力等を発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、就労支援等に取り組みます。

施策分野Ⅰの数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
「職場で男性と女性が平等になっているか」について、「男女平等である」と感じる比率 (市民アンケート調査による)	28.7% R2年度実施	35%	27.7% R4年度実施

施策Ⅰ 男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、労働相談、小・中学生が様々な職業に触れる機会の創出等に取り組みます。

NO 23 事業名	育児・介護休業制度の普及啓発			
	事業内容	担当課：商工振興課		
市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために、行政による継続的な促進策が必要と言える。		
実績内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。	今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A B

NO 23	事業名	育児・介護休業制度の普及啓発				
	事業内容	担当課：職員課				
職員に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。						
		令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	実績：令和5年度 (1)男性職員の育児休業取得率：50% (2)女性職員の育児休業取得率：100% (3)男性職員の育児休業(1か月以上)取得率25%	目標：R8.3.31までに (1)男性職員の育児休業取得率：50% (2)女性職員の育児休業取得率：100% (3)男性職員の育児休業(1か月以上)取得率25%	対象者に対する育児休業の説明や研修により、職場環境（上司・同僚の理解）は向上したと考える。 課題としては、特に男性職員においては、家庭等の個別の状況により、年度によっては、取得率が上がり難い場合があり、課題と考える。	引き続き、育児休業対象者及び関係者に対して、育児休業に関する情報を説明するとともに、管理・監督職等に研修を行う。	A	A
実績内容	「あきる野市特定事業主行動計画」で定める育児休業の取得率の数値を目標として、対象職員及び所属長に対し、適宜、育児休業に関する説明を行うとともに、監督職である係長級に研修を行った。					
NO 24	事業名	パートタイム労働等に関する情報収集及び提供				
	事業内容	担当課：商工振興課				
パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集及び提供を行う。						
		令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために、行政による継続的な促進策が必要と言える。 今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。				
実績内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。		継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	B	

NO 25 事業名	労働相談の実施				
	事業内容		担当課：市民課		
市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	労働相談に関する情報の周知が必要である。	弁護士による法律相談の実施や東京都労働相談情報センター等を紹介する。また、労働に関するちらしを窓口に配置する。	A	A
実績内容	労働に関して法的な問題がある時は、法律相談を受けていただいた。また、東京都労働相談センター等の相談窓口を紹介するなどの対応をした。				
NO 25 事業名	労働相談の実施				
	事業内容	担当課：商工振興課			
労働相談を実施する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために行政による継続的な促進策が必須と言える。	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために行政による継続的な促進策が必須と言える。		
実績内容	国や東京都等が作成した、労働相談に関するチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。 また、窓口や電話により相談があった場合には、相談内容に応じて、東京都労働相談センターや東京労働局総合労働相談コーナー等など、適切な相談窓口を案内した。	今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るとともに、窓口や電話による相談があった場合には、適切な窓口を案内する。	A	B

NO 26 事業名	啓発活動の推進				
	事業内容		担当課：商工振興課		
商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供を行う。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	B
実績内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。				
NO 26 事業名	啓発活動の推進				
	事業内容		担当課：農林課		
女性就農者の確保に向けて、農業における女性の労働条件等の改善のため、情報提供を行う。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	目標：R9.3.31までに新規女性就農者1人以上 実績：令和4年10月に、女性1人が認定新規就農者となり、令和5年4月から就農開始となった。	女性農業委員の定数を満たしていないことから、女性委員の確保に向け各種セミナーやフォーラムに参加し広報活動に力を入れるなどの取組が課題である。	引き続き、新規女性就農者の獲得をめざし、女性農業者向けのセミナー等の周知を図るとともに、相談に乗っていく。	A	A
実績内容	就農に関する情報提供や就農計画の作成などバックアップした。				

NO 27	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実	
事業名	事業内容	担当課：指導室
学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。		
令和5年度	事業実績	課題
数値目標に対する実績	—	一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた指導を行うに当たり、学習や生活の見通しを立てること、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげること、将来の生き方を考えるなどの活動を活動を充実させること。
実績内容	<p>各校がキャリア教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、キャリア教育で育成を目指す4つの基礎的・汎用的能力の育成を図った。</p> <p>①人間関係形成・社会形成能力 ②自己理解・自己管理能力 ③課題対応能力 ④キャリアプランニング能力</p> <p>中学校は、職場体験を通して考え、小学校は基礎の人間関係を考えて行動することを発達段階に応じて指導している。</p>	<p>特別活動を中心に、教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を目指してキャリア教育の充実を図る。</p>
NO 28	様々な職業に触れる機会の創出	
事業名	事業内容	担当課：指導室
学校教育において、最先端の技術を有する市内事業所の見学など、様々な職業に触れる機会の創出に取り組む。		
令和5年度	事業実績	課題
数値目標に対する実績	—	児童・生徒の興味・関心がある事業所等が、必ずしも地域にあると限らず、受入れ時期や人数、内容等の問題もあり、体験見学先の確保が難しいこと。
実績内容	総合的な学習の時間等において、自ら設定した課題について、様々な事業所等を調査・見学したり、職業体験をしたりすることで課題を解決し、必要な資質・能力の育成を図った。	各校が年間指導計画を踏まえ、意図的・計画的に体験・見学先を確保し、様々な職業に触れる機会を創出できるようにする。
(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	B	B

NO 29 事業名	あきる野市特定事業主行動計画の推進			
	事業内容	担当課：職員課		
あきる野市特定事業主行動計画を推進するとともに、推進状況を公表する。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	育児休業に関しては、女性の取得率は100%だが、男性については、昨年度比で増加しているものの、当該男性の家庭等の個別の事情により取得状況が異なるため、およそ50%の取得率となった。その他出産支援休暇や年次有給休暇の取得率も、前年度と比較し、増加している。	引き続き、対象者及び関係者に対し、制度の情報を説明するとともに、管理・監督職に研修を行う。	A A
実績内容	男女別の育児休業取得率、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得促進を図るとともに、取得率など8項目を4月に公表した。			

施策2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援

女性等の就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

NO 30 事業名	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供			
	事業内容	担当課：商工振興課		
就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供を行う。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために、行政による継続的な促進策が必要と言える。	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るほか、B i @ S t aにおける就労支援機能の周知を図る。	A A
実績内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を行った。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション B i @ S t aにおいて、ハローワークの求人情報端末の設置や市内事業者の求人情報を掲載し、情報提供を行った。	今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知のほか、B i @ S t aにおける就労支援機能を周知していく必要がある。		

NO 31	事業名	子育て中の女性の再就職支援の実施			
	事業内容	担当課：商工振興課			
就労意欲を持つ子育て中の女性に対し、ワーキングセミナーを開催することや再就職に関する情報を提供する。					
		令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	チラシの配布等に による実質的な効果 を測定することは 困難だが、意識啓 発を図るために は、行政による継 続的な促進策が必 須と言える。	チラシの配布等に による実質的な効果 を測定することは 困難だが、意識啓 発を図るために は、行政による継 続的な促進策が必 須と言える。	チラシの配布等に による実質的な効果 を測定することは 困難だが、意識啓 発を図るために は、行政による継 続的な促進策が必 須と言える。	A A
実績内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ 設置し市民への周知を図った。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、ハローワークの求人情報端末の設置や市 内事業者の求人情報を掲載し、情報提供を行った。 さらに、ハローワーク青梅との共催により、子育て中の女性 を対象とした「お母さんセミナー」を開催した。 令和5年度セミナー実績 10月13日 参加者：5人 3月 8日 参加者：3人 ※ 内容はいずれもハローワークの取組紹介、就活の準備、 履歴書等の書き方など	令和5年度 事業実績	今後、より効果的 な啓発を行うため にも、子育て世代 の女性を対象とし たセミナーによる 直接的な周知のほ か、Bi@Sta における就労支 援機能を周知してい く必要がある。	今後、より効果的 な啓発を行うため にも、子育て世代 の女性を対象とし たセミナーによる 直接的な周知のほ か、Bi@Sta における就労支 援機能を周知してい く必要がある。	继续してチラシやリーフレットによる周知啓 発を図るほか、Bi@Staにおける就労支 援機能の周知を図る。 また、ハローワーク青 梅等との共催による子 育て中の女性を対象と した「お母さんセミ ナー」を開催する。
NO 32	事業名	起業に関する支援			
	事業内容	担当課：商工振興課			
女性の起業活動を支援する。					
		令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	チラシの配布等に による実質的な効果 を測定することは 困難だが、意識啓 発を図るために は、行政による継 続的な促進策が必 須と言える。	チラシの配布等に による実質的な効果 を測定することは 困難だが、意識啓 発を図るために は、行政による継 続的な促進策が必 須と言える。	チラシの配布等に による実質的な効果 を測定することは 困難だが、意識啓 発を図るために は、行政による継 続的な促進策が必 須と言える。	
実績内容	国、東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施 設に設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布 を依頼することで、普及啓発を図った。 また、Bi@Staの創業支援事業の一環として、必要に応 じて情報提供を行った。 女性創業者：5人（令和5年度）	令和5年度 事業実績	今後、より効果的 な啓発を行うため にも、セミナーに よる直接的な周知 のほか、Bi@Sta の創業支援機能に ついて周知してい く必要がある。	今後、より効果的 な啓発を行うため にも、セミナーに よる直接的な周知 のほか、Bi@Sta の創業支援機能に ついて周知してい く必要がある。	继续して実施する。 また、創業セミナー等 を実施することによ り、Bi@Staの周知・ PRを図る。 A A

NO 33 事業名	空き店舗活用の支援				
	事業内容		担当課：商工振興課		
起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図る。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	五日市活性化戦略委員会において「空き店舗見学会」を開催しているが、見学会で紹介できる空き店舗の物件数に限りがある。	引き続き、五日市活性化戦略委員会と移住・定住部門が連携し、「空き店舗見学会」を開催し、見学会で紹介できる物件の開拓の支援を行う。 あきる野商工会及びB i @ s t aと連携し、起業を目指す女性へ「空き店舗見学会」に参加してもらえるように支援していく。	A	A
実績内容	五日市活性化戦略委員会と移住・定住部門が連携し、「空き店舗見学会（2日間）」を実施した。 あきる野商工会及びB i @ s t aを通じて、創業を希望する方を中心に見学会のチラシを配布し、周知を行った。				
NO 34 事業名	ひとり親家庭への自立支援給付費の支給				
事業内容		担当課：生活福祉課			
ひとり親家庭の親の就業の際に、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—				
実績内容	自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金 高等職業訓練修了支援金	3件 10件 4件	市を始め、各種学校やハローワークからの周知もあるが、本当に必要な方への周知が行き届いているかは、確認が取れない。	課題はあるもののあきる野市は近隣市の実績数と比較し、利用者が多い水準を保っているため、継続して実施する。	A A

NO 35 事業名	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実			
事業内容		担当課：生活福祉課		
ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	目標：R7.3.31までにヘルパー派遣の利用件数：3件(延べ200日) 実績：利用件数 1件（延べ8日）	利用件数を増加させるため、従前より継続的に周知をしている。子ども担当からも支援が必要な対象世帯には声かけをしている。また、同時に当該事業を委託できる事業者が少ない。	従前どおり、周知するとともに、こども家庭センターと連携し、継続して対象世帯に声かけを実施する。	B
実績内容	利用件数 1件（延べ8日）			B

施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

このため、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「生活」との調和がどれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、意識啓発や子育て・介護支援等の取組を進めていきます。

施策分野2 の数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「内容を含めて知っている」という比率 (市民アンケート調査による)	31.0% R2年度実施	35%	29.3% R4年度実施
あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数	4社 R3.10.1現在	10社	4社

施策1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

NO 36 事業名	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発			
事業内容	担当課：企画政策課			
国や東京都と連携し、市ホームページ等の活用により、市民等に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。				
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	市民が企画政策課窓口において、チラシ等を目につしたり、手に取る機会は少ないため、チラシ等の設置、掲示場所について、さらに工夫する必要がある。 特に講座や啓発イベント等のチラシについては、対象となる世代、立場の方が比較的訪れやすい施設、窓口等に配置する必要がある。	引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 ポスターやチラシについては、対象となる市民の目につきやすい場所への設置・掲示を行う。設置したチラシ等の配布先と部数について、継続して記録をとり、今後の配布方法の検討材料とする。 また、東京都ウイメンズプラザなどに市のワーク・ライフ・バランスの取組を紹介してもらい、情報発信力を高める。	B
実績内容	国や都から提供のあったセミナー等のチラシ、啓発用リーフレット等を企画政策課、商工振興課、こども家庭センター等の窓口に設置した。 また、市が実施する「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業」について、市ホームページや都ホームページでPRを行うとともに、市広報においては、一面に掲載し、市民の目に触れやすい機会を作った。 (広報掲載2回、窓口等での情報提供2件)			B

NO 36 事業名	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発				
	事業内容		担当課：商工振興課		
市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	B
実績内容	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。				
NO 36 事業名	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発				
	事業内容		担当課：職員課		
職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	目標：R8.3.31までに年次有給休暇の平均取得日数15日以上 実績：令和5年度平均取得日数12.6日	部署間の負担の差があり、特定部署（職員）の負担が大きい傾向が見られる。	勤怠管理等に係る適切な助言等を行うとともに、職員の流動対応や会計年度任用職員の任用に加え、テレワークの勤務形態等を継続して実施する。	A	A
実績内容	ノー残業デーの周知及び週休日の振替（休日の代休を含む。）の促進に取り組むとともに、年次有給休暇の取得率が低い管理職に対し、研修等で周知するなどした。				

NO 37 事業名	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知				
	事業内容	担当課：企画政策課			
ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定するとともに、広報紙等でその取組内容を周知する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	目標：R9.3.31までにワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数：10社 実績：認定事業所数：5社（R5年度末時点）	一方的な情報発信のみでは、事業所の認定に結びつかないため、市内の事業所等の情報収集を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。	一方的な情報発信のみでは、事業所の認定に結びつかないため、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけを継続して実施する。	B	B
実績内容	「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱」に基づき、事業所認定を進めるため、市広報及び市ホームページで事業のPRを行ったほか、事業者への直接的な働きかけにより、新たに1社を認定した。 また、事業のPRに当たっては、市広報の掲載回数を1回から2回に増やした。				
NO 37 事業名	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知				
	事業内容	担当課：商工振興課			
ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るために行政による継続的な促進策が必須と言える。	継続してチラシやリーフレットの設置及びポスターの掲示等による周知啓発を図る。	A	A
実績内容	あきる野市が作成したワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業のチラシやリーフレットをあきる野商工会の窓口に設置したほか、あきる野商工会を含む認定事業者5社のポスターを掲示し、市内事業者への周知啓発を図った。				

施策2 子育て支援による家庭生活との両立

男女がともに育児と家庭、仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てを支える仕組みづくりに取り組みます。

NO 38 事業名	子育て支援に関する情報の発信									
	事業内容	担当課：こども政策課								
市ホームページ、メール配信サービス等の活用により、子育てに関する情報の発信を行う。										
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価					
数値目標に対する実績	目標(令和6年度までに)： 1 子育て応援サイトのキッズ アクセス件数 122,890件 2 子育て応援アプリのキッズ ダウンロードユーザー 2,402人 実績（令和5年度）： 1 子育て応援サイトのキッズ アクセス件数 112,050件 2 子育て応援アプリのキッズ ダウンロードユーザー 1,649人 (令和6年3月末時点)	子育て支援ガイドブックを、PCやスマートフォンで手軽に見ることができない。 子育てサイト・アプリについて、迅速な情報発信や必要な情報がスマートに検索できるようリニューアルを行い、周知する。	子育て支援ガイドブック2024の発行に加え、電子化を行う。子育てサイト・アプリの登録者数が停滞しており、子育て情報の迅速な発信や検索性の向上が必要である。	B	B					
実績内容	男女が共に育児と仕事の両立ができるよう子育て支援情報について、子育て支援ガイドブックや子育て応援サイト・アプリ「るのキッズ」等により、情報発信をした。 ※子育て支援ガイドブック2022更新一覧 発行部数 2,000部									
NO 35 事業名	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実（再掲）									
事業内容 担当課：生活福祉課										
ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。										
NO 39 事業名	子育てグループ等への活動支援									
事業内容	担当課：こども家庭センター									
地域の子育てグループ（子育てサークル）に関する情報を把握し、情報提供に取り組むとともに、情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設ける。										
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価					
数値目標に対する実績	—	子育て講座の参加者数が減少傾向にあるので、今後は、子育てひろば事業へ移行し、見直しが必要である。	子育てひろば事業へ引き継ぎ、継続して実施する。	B	B					
実績内容	子育て講座からグループ化した集まりの代表者を対象に、情報交換会やグループの相互の交流会「クリスマス会」の場を提供した。									

NO 40	事業名 ファミリー・サポート・センターの運営				
事業内容		担当課：こども家庭センター			
地域で育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポートセンターを運営する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—				
実績内容	<p>1 提供会員養成講習会、意見交換会及び会員交流会を実施した。</p> <p>2 登録者数 767人 (1)提供会員数 192人 (2)依頼会員数 561人 (3)両方会員数 14人</p> <p>3 活動件数 1,010件</p>	<p>提供会員の高齢化に加え、新規提供会員の登録が頭打ちとなっているため、人員確保と資質の向上が必要である。</p>	<p>継続して実施する。 市ホームページでの周知やイベント等でのチラシの配布など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。</p>	B	B
NO 41	事業名 乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施				
事業内容		担当課：こども家庭センター			
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—				
実績内容	<p>1 子どもショートステイ事業 (1)実施施設 東京恵明学園 (2)定員 0歳から2歳まで 5人、3歳から5歳まで 5人 (3)利用者実人数 95人（延べ209日） (4)実施施設 網代ホームきずな (5)定員 小学生から6年生まで 4人 (6)利用者実人数 12人（延べ56日） (7)協力家庭（市内6世帯） (8)定員 小学生から6年生まで 4人 (9)利用者実人数 1人（延べ3日） ※令和4年度から対象に小学生を追加し、子どもショートステイ事業に名称変更をしている。</p> <p>2 乳幼児一時預かり事業 (1)新規登録人数 109人 (2)延べ利用人数 608人 (3)利用時間単位の総数 1,414枠</p>	<p>1 子どもショートステイ事業 ひとり親世帯などの子どもが体調不良などで緊急時に全く連絡が取れない場合は、受け入れ困難としているが、対応を検討する必要がある。</p> <p>2 乳幼児一時預かり事業 利用者数は増えているが、その利用者の中には、生活保護受給世帯や非課税世帯の方がいるので減免等の措置を検討する。</p>	<p>1 子どもショートステイ事業 引き続き、365日通年の利用を可能とする。</p> <p>2 乳幼児一時預かり事業 継続して実施する。市広報や子育て応援メールのほか、乳幼児健診などで事業の周知・啓発を図り、利用者の増加に繋げる。</p>	B	B

NO 41	事業名 乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施					
	事業内容		担当課：保育課			
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。						
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	
数値目標に対する実績	—	空きスペース等を利用するため、希望どおりの日時・場所での利用が困難な場合がある。	利用希望者と園との間でマッチングを図りながら、継続して実施する。	A	A	
実績内容	私立保育所12園と認証保育所2園で実施した。 合計人数：延べ181人 4時間以内：延べ51人 4時間以上：延べ130人					
NO 42	事業名 病児・病後児保育の実施					
	事業内容		担当課：こども家庭センター			
保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないときや、病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。						
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	
数値目標に対する実績	—	周知はされてきたものの、子育てと就労の両立を支援する中で、病児保育室の利用対象児童数に対し、登録者数がまだ少ない状況である。	継続して実施する。 市ホームページや子育て応援メール、乳幼児健診等でのチラシの配布など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。 また、秋川流域の日の出町と檜原村にも情報発信をしていく。	A	A	
実績内容	病児・病後児保育事業 新規登録人数 131人 延べ利用人数 733人					

NO 43 事業名	子育て支援のための場の充実				
事業内容	担当課：こども家庭センター				
乳幼児を持つ親の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	民間保育所へ委託 している「子育て ひろば」事業の認 知度が低いので、 情報発信等をタイ アップしながら周 知・啓発が必要で ある。 また、紙媒体の 「るのキッズ通 信」は、情報が更 新できない。	電子媒体の「新・るの キッズWeb」を活用 し、情報発信すると共 に引き続き実施する。	B	B
実績内容	1 市内5か所の子育てひろばで自由開放を実施した。 2 「るのキッズ通信」や「子育て応援メール」で子育 て支援事業等の啓発活動を実施した。 3 子育てグループに対して、交流及び情報交換の場を 提供した。				
NO 44 事業名	延長保育、幼稚園型一時預かり事業及び休日保育事業の実施				
事業内容	担当課：保育課				
保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育、幼稚園での幼稚園型一時預かり事業及び休日保育を実施する。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	1 延長保育 就労形態の多様化等に 伴い、やむを得ない理 由により、保育時間を 延長して児童を預けら れる環境が必要とされ ている中で、延長保育 料が低所得世帯にとって 大きな負担となっ ている。	1 延長保育 継続して実施する。な お、生活保護・住民税 非課税世帯の延長保育 料の免除を行う。		
実績内容	1 延長保育実績 市立保育所3園（一日単位利用：延べ148人、月単位 利用：延べ7人） 私立保育所12園（延べ16,962人） 2 幼稚園型一時預かり実績 私立幼稚園2園 認定こども園4園 (延べ22,825人) 3 休日保育実績 私立保育所1園（182人）	2 幼稚園型一時預 かり 特になし。 3 休日保育 利用者の増加により、 実施施設による受入れ が困難となる日が生じ てきている。	2 幼稚園型一時預 かり 継続して実施する。 3 休日保育 継続して実施する。な お、実施施設の保育士 だけでは受入れが困難 となる日に備え、市立 保育所の保育士を派遣 できるようにするため の協定を締結する。	A	A

NO 45	事業名	読書推進事業の充実				
事業 内 容		担当課：図書館				
働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。						
令和5年度		事業実績		課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	—	—	新型コロナ流行前 と比べ参加者数が 減少しているた め、保護者が参加 しやすい日時の設 定や子育て世代へ の情報発信方法等 の検討などさらに 工夫が必要であ る。	今後も参加しやすい日 時や内容を工夫し、事 業の充実を図る。市広 報、図書館ホームページ、 メール配信等を利 用し事業のPRを積極的 に行う。	B
実績内容	子育て世代が親子で参加できるよう、年102回実施した おはなし会のうち52回を休日に開催した。年6回の工作 会や年3回の人形劇はすべて休日に行う等、事業の充実 を図った。					
NO 46	事業名	学童クラブの充実				
事業 内 容		担当課：こども政策課				
男女ともに働き続けることができるよう、学童クラブへの入会や育成時間の延長を実施する。また、受入人数の拡大など、学童クラブの充実を図る。						
令和5年度		事業実績		課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	目標：R7.3.31までに学童クラブの待機児童数：0人 実績：R6.3.31までの学童クラブの待機児童数：54人	—	—	—	市内10か所の学童ク ラブにおいて、保護者 が就労等により昼間家 庭にいない小学校に就 学している児童を受け 入れ、適切な遊び及び 生活の場を提供する。	B
実績内容	市内17か所の学童クラブにおいて、保護者が就労等に より昼間家庭にいない小学校に就学している児童を受け 入れ、適切な遊び及び生活の場を提供した。学童クラブ への受け入れに当たっては、4月当初で1,011人を受け 入れた。また、待機児童が81人生じたため、児童館の 特例利用により居場所の確保を図り、77人の申込みが あった。 午前の時間帯、午後の時間帯においてそれぞれ育成時間 を延長し、保護者の多様な働き方に対応した。					
		少子化が進む一 方、共働き世帯の 増加などにより、 学童クラブの需要 が高まっている。 このため、待機児 童への対策が必要 である。	少子化が進む一 方、共働き世帯の 増加などにより、 学童クラブの需要 が高まっている。 このため、待機児 童への対策が必要 である。	午後7時まで育成時間 を延長し、保護者の多 様な働き方に対応す る。 児童館機能付き学童ク ラブとして実施場所を 拡充し、業務委託する ことで、待機児童は解 消する予定。	B	
						B

NO 47 事業名	教育相談体制の充実				
	事業内容		担当課：指導室		
特別な支援を要する児童・生徒や悩み・不安を抱えている児童・生徒の保護者への相談体制の充実を図る。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	学校生活支援シート等の書類に基づいた情報共有は行われている一方、現状の支援の共有可能とどまり、その後の支援の充実につながらないことがあること。	教育支援室の指導員による巡回相談、全小・中学校、市役所別館及び五日市教育相談所内に居場所機能として設置したカラフルルーム及び小学校2校、中学校4校に配置した校内別室指導支援員を活用し、特別な支援を要する児童・生徒及びその保護者の相談体制を充実させる。	A	A
実績内容	教育相談所、教育支援室、スクールソーシャルワーカー(SSW)及び子ども家庭支援センター等の関係機関と連携して、児童・生徒の適切な支援につなげた。 R5各実績（実績値であり、連携案件数ではない） 教育相談所：通所1,875件 電話119件 教育支援室：44人 SSW：505件				

施策3 介護支援による家庭生活との両立

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービス等の充実に取り組みます。

NO 48 事業名	介護保険制度等の周知啓発				
	事業内容		担当課：高齢者支援課		
介護保険制度等の周知啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	介護人材不足を背景に、若い世代に対する制度等の周知・啓発が必要である。	介護人材の補助金について東京都の動向を注視し、必要に応じて制度改正する。 産業祭と同一日に介護の日のイベントを実施し、介護保険制度や介護の実態等について広く周知・啓発を行う。	A	A
実績内容	市広報・市ホームページへ制度に関する記事を掲載し、周知啓発を行った。 あきる野市介護保険推進委員会、あきる野市介護保険事業計画策定委員会における委員会への市民参画に取り組んだ。 市内事業所に就労を希望する者に対する入門的研修を実施した。 介護人材確保に向けた3つの補助金による事業者等の支援を実施した。 産業祭と同一日に介護の日のイベントを実施し、介護保険制度や介護の実態等について広く周知・啓発を行った。 介護職への就職意欲の創出や介護職の離職防止、介護現場のイメージ向上を図るために、介護職員永年勤続表彰を実施した。				

NO 49	事業名 介護教室の実施	事業内容 担当課：高齢者支援課			
介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R6.3.31までに (1)介護教室の実施回数：9回 (2)介護教室の参加者：180人 実績： (1)介護教室の実施回数：9回 (2)介護教室の参加者：147人	若年層の介護への興味、理解の低下から平日の実施ではなく社会人が参加できるよう土日や祝日の実施が必要。	幅広い対象者が参加できるよう、開催場所の再検討、参加しやすい日時の教室の実施を検討する。	B	B
実績内容	在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方などを対象に、介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方等を学ぶ講座を実施した。				
NO 50	事業名 相談体制の充実	事業内容 担当課：障がい者支援課			
障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	事業実施の課題は特になし。障がい者の介護等に係る相談支援は、子育て支援や介護支援に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	継続して実施する。	A	A
実績内容	障害者基幹相談支援センターにおいて精神障がい者の日常生活の支援、家族も含めた相談支援を実施した。また、障がい者就労・生活支援センターでは、就労支援のほか、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等を実施した。				

NO 50 事業名	相談体制の充実				
	事業内容		担当課：高齢者支援課		
地域包括支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	3センターの相談対応を統一するため、定期的な連絡会において情報を共有し、指導していく必要がある。また困難事例の対応等を共有し円滑に対応できる体制を構築する。	継続して、相談対応を実施していく。相談内容、対応方法を連絡会において共有していく。	A	A
実績内容	地域包括支援センターを市内3か所に設置し、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応した。 相談件数 9,514件				

方向性IV 生涯を通じた健康支援

施策分野I リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、男女ともに持つ権利であり、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、特に女性における健康上の問題について、理解や支援が求められています。

このため、自らの意思に基づき、自分らしく生きることができるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発を行うとともに、妊娠・出産に当たって必要な相談及び支援に取り組みます。

施策I リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、男女が互いに理解するとともに、本人の意思が尊重されるよう正しい知識や情報の啓発に取り組みます。

NO 51 事業名	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発				
	事業内容		担当課：企画政策課		
妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—				
実績内容	国際女性デー（3月8日）を契機としたリプロダクティブ・ヘルス／ライツへの興味・関心を促す呼びかけの市ホームページを更新するとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに係るページを市ホームページにて公開した。（通年掲載）また、市の公式SNSの活用を検討したが、啓発の効果が把握しにくいため、活用には至らなかった。	市ホームページによる啓発効果を把握することは難しい。市ホームページ以外の媒体による啓発についても検討する必要がある。	引き続き、継続して実施する。 市ホームページへの掲載のほか、市民の意識啓発につながる取組を検討する。	B	B

NO 51	事業名	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発			
事業内容		担当課：こども家庭センター			
妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
	令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、絵本の活用の講話の未実施や歯科健診、歯科医師講話のプログラムを一部変更したことから、参加者全員にコロナ禍前と同様のプログラムの提供が出来ていない。	継続実施していく。コロナ禍前に実施していた図書館職員による絵本の活用の講話を再開した。	—	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
実績内容	夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るために、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうため、妊婦及びその家族を対象に母親学級（両親学級）を実施した。 1 平日コース（3日制） 4学級 受講者延数 96人 2 土曜コース 4学級 受講者延数69人	歯科健診、歯科医師講話については、感染症等の傾向を見ながら、個別実施から集団実施に変更して再開する。 また、妊娠前からの相談や妊娠期の相談を周知し、妊娠、出産について、気軽に相談出来る場の提供をする。	B	B	
NO 52	事業名	両親学級の充実			
事業内容		担当課：こども家庭センター			
両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及啓発を図る。					
	令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—	新型コロナ対策のため、絵本の活用未実施、歯科健診、歯科医師講話のプログラムを一部変更することから、参加者全員に同様の情報提供が出来なかった。	継続実施していく。コロナ禍前に実施していた図書館職員の絵本の活用の講話を再開する。	—	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
実績内容	夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るために、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうため、妊婦及びその家族を対象に母親学級（両親学級）を実施した。 1 平日コース（3日制） 4学級 受講者延数 96人 2 土曜コース 4学級 受講者延数69人	また、引き続き母親学級（両親学級）への父親への情報提供や父親のメンタルケア等も含めて妊娠期からのフォローの強化が必要とされる。	B	B	

施策2 妊娠・出産に関する支援

母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

NO 53 事業名	妊娠・出産に関する健康支援				
事業内容	担当課：こども家庭センター				
妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	里帰り出産の時期が長期になることなどが要因で、出産後の新生児訪問、乳児家庭全戸訪問が適切な時期に実施出来ないことがある。また、身近な支援者がいないことなどから、育児や産後の悩みなどを気軽に相談できる相手がない人が増えている。	継続実施していく。子育て家庭に寄り添って保健師等が妊婦面談や25歳以下の様々な困難を抱えた初産婦を中心に面談を実施し、ニーズに合わせた必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」とともに妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を実施していく。	S	A
NO 54 事業名	先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施				
事業内容	担当課：健康課				
風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、妊娠を希望される方等を対象とした抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風しんの予防接種を行う。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	対象者となる人が事業を活用できるように、周知を行う必要がある。	継続して実施する。市広報や市ホームページなどで周知を図っていく。	A	A
実績内容	妊娠を希望又は予定する女性とその同居者、妊婦の同居者に抗体検査を実施し、低抗体者には風しんの予防接種を実施した。 抗体検査23件 予防接種28件				

NO 55 事業名	育児相談の充実				
事業内容	担当課：こども家庭センター				
乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	新型コロナウイルス感染症等の予防対策により、育児相談等を予約制としているため、当日気軽に育児相談の利用がしにくくと思われる。	継続して実施していく。 新型コロナウイルス等の感染症の動向を見ながら、育児相談の周知を再度強化し、利用しやすい方法を検討していく。	B	B
実績内容	乳幼児を持つ保護者を対象に、個別に育児相談を実施した。 実施回数 36回 (相談者数 延べ 313人)				
NO 56 事業名	母子健康手帳の交付と面談の実施				
事業内容	担当課：こども家庭センター				
妊娠婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子ともに保健指導が受けやすく、気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	初回妊婦面談のみでは、妊婦等に関する十分な情報が得られないことがあり、出産後に育児等に課題を抱えることがあることから、妊娠期に出産後の準備や必要な資源の活用にスムーズにつなげる仕組みづくりが必要と考えられる。	継続実施していく。 子育て家庭に寄り添って保健師等が妊婦面談や25歳以下の様々困難を抱えた初産婦を中心とした面談を実施し、ニーズに合わせた必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」とともに妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を実施していく。	S	A
実績内容	妊娠された方に、妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種等を記録する母子健康手帳や手引き書、妊婦健康診査受診票、出生通知票などが入った「母と子の保健バッグ」を交付するとともに、保健師等が面談を行った。 妊娠届受理数368件				

NO 57 事業名	特定不妊治療費助成事業の実施				
事業内容	担当課：こども家庭センター				
医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受ける方に対し、東京都の特定不妊治療費助成に上乗せして医療費の一部を助成する。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	助成事業の周知が課題となってい る。	継続して実施していく。	A	A
実績内容	医療保険が適用されない高額な特定不妊治療（先進医療を含む）費の助成を行った。 助成人数 6人 助成件数 特定不妊治療5件、特定不妊治療（先進医療）1件				
NO 58 事業名	産後ケア事業の実施				
事業内容	担当課：こども家庭センター				
産後に心身のケアや育児のサポートを必要とする方に対し、安心して子育てができるように産後の支援を行う。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	対象者の拡大や減額支援（上限あり）の開始などにより、利用者数が急増したことにより、産後ケア実施施設との日程調整や希望する時期に利用がしづらいことなどが生じた。また、産後ケア事業実施施設との支援のための連携体制の構築が必要とされる。	継続して実施していく。	S	A
実績内容	産後ケア事業利用者数 宿泊型 認定件数 20件 延べ利用日数85日 訪問型 認定件数 19件 延べ利用日数44日 通所型 認定件数 46件 延べ利用日数204日				

施策分野2 性差に応じた健康支援

生涯を通じた健康の保持のためには、身体的性差や疾患のり患状況の違い等により、性差に応じた的確な保健・医療を受ける必要があります。このため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策1 健康に関する周知啓発

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、健康支援に関する周知啓発及び相談を実施します。

NO 59 事業名	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進				
	事 業 内 容	担当課：健康課			
健康手帳の交付、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を行う。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	健康に対して、無関心である方及び若い世代への意識づけが課題である。	健康手帳の交付を継続するとともに、市民が活用できる血圧手帳を作成して、配布する。市ホームページの活用及び資料配布等をとおして、健康教育（情報提供）を継続する。	A	A
実績内容	健康手帳の交付：1,781冊 健康課で実施している事業等で、健康手帳を配布した。ホームページの活用および資料配布等をとおして、健康教育（情報提供）を実施した。				
NO 60 事業名	健康相談の充実				
	事 業 内 容	担当課：健康課			
保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	誰もが気軽に相談できる体制にし、周知をする必要がある。また、健康への意識づけの構築・工夫が必要である。	健康相談事業は、継続して実施する。心の相談については相談窓口の案内チラシを健康課窓口及び関係部署に提供する。	A	A
実績内容	市役所及び五日市ファインプラザにて、1か月に2回健康相談を実施した。また、年2回、市役所1階ロビーを活用して健康相談会を実施した。また、電話及び窓口等での健康相談も隨時対応した。 健康のつどいでは相談コーナーを設け、健康相談を実施した。 実施回数：462回 相談延べ人数：747人				

施策2 予防や早期発見のための事業の実施

生涯を通じて健康でいられるよう、病気の予防や早期発見のための事業に取り組みます。

NO 61 事業名	がん検診の充実				
	事業内容		担当課：健康課		
	がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。				
	事業実績	令和5年度	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	<p>目標：R9.3.31までに がん検診の受診率を上げる。 基準値 胃がん 11.3% 大腸がん 30.3% 肺がん 11.1% 乳がん 26.4% 子宮がん 22.0%</p> <p>実績（令和5年度） 胃がん 17.7% 大腸がん 34.9% 肺がん 16.5% 乳がん 25.2% 子宮がん 23.0%</p>		<p>他市と比べ、受診率が高い水準で維持しているものの、東京都の目指す受診率50%に届いていない。 若い世代の受診率の向上や、現在と同サービスで検診</p>	<p>継続して実施する。 市民が受診しやすい環境の整備に努める。また、若い世代に向けてSNSを活用した周知や20歳から35歳まで（5歳刻み）の女性に向けた案内にチラシを同封する等、勧奨と共にがん予防に向けた意識啓発を行う。</p>	A
実績内容	<p>胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診を市内在住者を対象に実施した。 1日で全ての項目が受診できるセット検診、家族や友達と一緒に受診できるグループ申込み、未就学児のお子様をお預かりする一時保育の実施や土日にも受診日を設けるなど、受けやすい環境を整えた。</p>		<p>が実施できる検診機関がないことが課題である。</p>	<p>胃がん検診については胃内視鏡検査の実施に向けてあきる野市医師会と調整、検討を行う。</p>	A
NO 62 事業名	健（検）診事業の周知啓発				
	事業内容	令和5年度	課題	令和6年度 実施予定内容	(市民会議評価) 実績に係る評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	<p>市ホームページ及びメール配信サービス等を活用し、周知啓発を行った。 特定健診未受診者に勧奨はがきを送付した。また、受診率の低い若い世代、働き盛り世代40歳代、50歳代の未受診者には再度勧奨はがきを送付した。</p>	<p>若い世代、働き盛り世代の受診率が低い。</p>	<p>継続して実施する。 ホームページ、資料配付及び動画配信、SNSを活用し、幅広い世代に向けて、周知啓発を行う。</p>	B	

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野Ⅰ あらゆる分野での女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとし、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会を目指すこととしています。

このため、市においても、引き続き、審議会や委員会、防災活動等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が意思決定に反映できるよう取り組んでいきます。

施策分野Ⅰの数値目標	基準値	目標値	令和4年度末実績
委員会等における女性の参画率 (1)委員会等委員に占める女性委員の比率 (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率 (3)女性委員がいる委員会等の比率	(1)35.8% (2)42.3% (3)88.5% R 3.4.1現在	(1)40% (2)50% (3)90%	(1)34.6% (2)32.7% (3)80.8% R 4.4.1現在
あきる野市職員の(1)管理職及び(2)監督職における女性職員の比率	(1)14.0% (2)36.1% R 3.4.1現在	(1)25% (2)35% 以上を維持	(1)14.0% (2)33.9% R 4.4.1現在

施策Ⅰ 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、研修等を通じて、市職員における男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

NO 63	事業名	事業内容 担当課：企画政策課			
市政に女性の意見や視点を反映させるため、委員会等委員に占める女性委員の比率が40%以上となるよう、関係部署に働きかける。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	目標：R9.3.31までに (1)委員会等委員に占める女性委員の比率：40% (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率：50% (3)女性委員がいる委員会等の比率：90% 実績：R5.4.1現在 (1)34.1% (2)35.0% (3)85.0%	目標達成に向けて、女性委員の任用を進めるため、より一層の周知・啓発を図る必要がある。	「委員会等委員の選任に関する指針」に則り、積極的に女性を任用するよう、全庁に東京都や区市町村の任用状況及び他自治体の効果的な取組内容の周知・啓発を図る。	B	B
実績内容	4月1日現在の各種委員会等における女性委員比率を調査するとともに、女性委員の任用について、各部署に周知・啓発を行った。				

NO 64	男女共同参画に関する職員研修の充実				
事業名	事業内容 担当課：職員課				
男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	業務の都合上、全職員の一斉受講は困難なため、職員に対する意識付けが計画的かつ継続的に行えるよう、研修計画で設定し実施していく必要がある。	東京都市町村職員研修所へ職員の派遣を実施するとともに、多様性に関する理解を深められるよう独自研修の実施について検討する。	A	A
実績内容	<p>【独自研修】 LGBTQなどの多様な性に対する知識の習得及び理解を図るためLGBTQ理解研修を実施し、58人が受講した。</p> <p>【派遣研修】 東京都市町村職員研修所で実施の男女共同参画研修に1人を派遣した。</p>				

施策2 防災活動における男女共同参画の推進

災害の発生または発生しそうなとき、子どもや高齢者、身体が不自由な方など、避難や避難生活に支援が必要な方に対し必要な支援が行えるよう、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域防災リーダーへの女性の登用を推進します。

NO 65	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の推進				
事業名	事業内容 担当課：地域防災課				
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の改定と災害対策の推進を図る。					
令和5年度	事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	引き続き、防災に女性の視点を取り入れることで、これまで見落とされていた取組の拾い上げを行う必要がある。	能登半島地震などの災害対応を検証し、避難所対応や備蓄品等、本市における男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を検討する。	A	A
実績内容	地域防災計画では、避難所において、管理責任者に女性を配置するとともに、女性などのニーズに配慮した運営ができるよう、女性の参画に関して、記載している。				

NO 66 事業名	女性地域防災リーダーの増員			
	事業内容	担当課：地域防災課		
防災分野に多様な視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの増員を図る。				
	令和5年度 事業実績	課題	令和6年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までに 女性防災リーダー 210人 (30人×7地区) 実績：114人 (令和5年度新規女性防災リーダー：4人)	災害時において、 女性の視点を取り 入れて活用するた めには、多くの女 性防災リーダーを 育成する必要があ る。候補者の募集 方法や防災リ ーダーの役割を明確 にするなど、新た な取組が必要であ る。	防災リーダー育成講習 会及びフォロー研修を 実施する。また、総合 防災訓練などにおい て、女性リーダーの積 極的な参画を促す。併 せて防災・安心地域委 員会や町内会・自治会 等を通じて女性防災 リーダーの勧誘を促 す。	B B
実績内容	新規防災リーダー育成講習会を実施し、新たに女性4人 を含む55人の新規防災リーダーの認定を行った。			

5 進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による

意見等

方向性 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成

施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進

施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進

(推進状況報告書:P25~P30)

【ご意見等】

○数値目標が40%なので、実施予定内容だけでは不足ではないかと考える。特設コーナーなどの設置という待ちの姿勢ではなく、町内会や自治会に話をしに行くなどの積極的な姿勢が必要ではないか。(事業No. 1)

○市の広報誌やホームページへの掲載などは行っているが、若い世代がよく使うSNSの活用が少ない感じがする。フォロワー数も少ないので気になる。(事業No. 1)

○料理だけではなく掃除・洗濯など、家事教室が広がるとより良いと考える。(事業No. 2)

○課題のとらえ方が良い。(事業No. 2)

○市民アンケートの結果を考慮して、より積極的なPRが必要と判断する。例えば、産業祭にブースを出してPRするなど考えられる。(事業No. 4)

○「男女共同参画」という言葉が日常で使われていない。今後も認知はされにくい。(事業No. 4)

○スマートフォンのアプリを利用すれば会話は可能と判断する。(事業No. 6)

○翻訳機ももちろん利用。市職員に多言語ができる人に「ネックホルダー」の色分けなど、他市の取組を参考にしてほしい。(事業No. 6)

○人権教育推進委員とは何を目的にどんなことをするのか。あきる野市ではどんな人権教育を行っているのか。(事業No. 8)

○回数や時期など具体的な数値を記載してもらいたい。(事業No. 8、9)

○校長、副校长といった管理職の「性的自認」や「性的指向」に対する理解度が分からぬいため知りたい。(事業No. 10)

○研修会の実施回数が少ないのでないか。(事業No. 10)

方向性Ⅱ 配偶者からの暴力の根絶と被害者支援

施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶

施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

(推進状況報告書:P31~P38)

【ご意見等】

- 企画政策課と同様に具体的に記載してもらいたい。(事業No. 12)
- 「R6予定」のコメントが「実績」のような（実施済みと読みとれる）表記になっている。
(事業No. 12)
- 相談窓口そのものの周知については、広く（加害者に知られることを恐れることなく）行っても良いのではないか。すでに市のホームページにも掲載されている。(事業No. 12)
- 地道な活動になると思うが、もっと広範囲での周知活動の検討を願いたい。(事業No. 12、13)
- 市の広報誌やホームページへの掲載などは行っているが、若い世代がよく使うSNSの活用が低い感じがする。フォロワー数も少ないのが気になる。(事業No. 13)
- 他課、各機関とより連携をしてほしい。(事業No. 14)
- 相談があった時、その後（入所後）のフォローはどうしているのか。(事業No. 14、16)
- 緊急一時保護の実施件数はゼロか。(事業No. 15、16)
- 事業内容は良いが、数値や内容に係る記述は具体的に記載してほしい。(事業No. 15)
- 事業内容は「様々な支援」となっているが、実績は住環境の提供のみである。他にも行っている支援があるのか。(事業No. 16)
- DV連絡会は運営されたのか。(事業No. 17)
- DVをしてしまった加害者に対して、再発を防止するなどの施策はあるのかを聞きたい。無いようであれば検討いただきたい。DVは共依存、家族システムの不和が要因の一つであると考えるため、被害者だけを救うといった考え方から、視野を広げる必要があると判断する。(事業No. 17)
- DV・ストーカー周知と同様に高齢者虐待について、今後の周知の方法を検討してほしい。
(事業No. 19)
- 評価の把握が難しい項目ではあるが、現状に満足していれば、更なる評価にはつながらない。継続実施と併せて、新たな問題点の洗い出しを願います。(事業No. 18、19、20、21)
- 実施は適切である、実施回数など数値を具体的に記載してほしい。(事業No. 21)
- 不健全図書数に関しての店舗立入調査の必要性・重要性はどうか。今はネットで購読する青少年も多いのではないか。(事業No. 21)
- チラシやリーフレットは誰を対象としたものなのか。ハラスメントを受けた方なのか、ハラスメントをする方なのか。チラシやリーフレットでは効果が少ないように感じる。勉強会、セミナーなどをを行い、積極的に周知を図るべきではないか。(事業No. 22)
- 他の周知活動と連携し今後の検討をしてほしい。(事業No. 22)
- 上司だけではなく、全ての職員が必要。(事業No. 22)
- 他の周知活動と連携をしてほしい。(事業No. 23、24)
- 良い取組、引き続き積極的活動をしてほしい。(事業No. 26)

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策分野1 職業生活における女性の活躍の推進

施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(推進状況報告書 : P38~P56)

【ご意見等】

- 数値による実績、評価は大変良い。他の部門での評価も数値化を願いたい。(事業N o. 23)
- 令和5年度の男性職員の育児休業（1ヶ月以上）の取得率が40%と目標を上回っていた。素晴らしいことだと思う。ちなみに介護休業を取得した方はいるのか。(事業N o. 25)
- 相談件数は分かるか。(事業N o. 25)
- 女性就農者を増やさないといけない根拠が今一つ分からないので教えて欲しい。(事業N o. 26)
- キャリア教育は、学校によって違ったり、特色があるのか。(事業N o. 26)
- 課題のとおりだと思うが、どのようにしていくのか。対策を知りたい。(事業N o. 28)
- 具体的な活動（実施予定）については、あと一步の踏み込み不足だと思う。(事業N o. 30、31、32、33、34、35)
- アフターフォローはどの様にしているのか。継続的に実施していってほしい。(事業N o. 32)
- 積極的なアップを目指してほしい。(事業N o. 34)
- 認定事業所の数が目標のやっと半分達成できた。あきる野市内の事業所の数に比べたらまだまだなので少しづつでも増やしていけたらと思う。(事業N o. 36)
- 商工会の全会員1,600団体のうち4社の認定だけなのは少ない。ワーク・ライフ・バランスの認知度は現状維持なので、認定事業所が増えることを期待したい。(事業N o. 36, 37)
- 事業内容に対し、実績内容の前段の記述は不要に思う。(事業N o. 37)
- 会員以外の市内事業者へ周知を積極的に実施してほしい。(事業N o. 37)
- 提供会員数の目標値は設定できるのでは。(事業N o. 40)
- 男女共同参画の主旨を理解されて日々の業務、活動が報告データから感じ取ることができた。感謝する。(事業N o. 44、45、46、47)
- 待機児童数の減少を期待したい。児童館の特例利用について教えてほしい（どのような利用方法）。(事業N o. 46)
- 継続は目標達成への道半ばである。(事業N o. 50)
- 高齢者支援課では相談件数を実績値として記載しているが、障がい者支援課では相談件数の実績値は出ないのか。(事業N o. 50)

方向性IV 生涯を通じた健康支援

施策分野1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

施策分野2 性差に応じた健康支援

(推進状況報告書：P56～P62)

【ご意見等】

- 母親、両親学級において「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい情報提供」が行われているのかどうかが実績内容から読み取れない。「リプロダクティブ～」は、妊娠・子育てに関することのみではないと思うのだが。(事業No. 51)
- 実績評価の「S」とは、どのような評価なのか。(事業No. 53、56、58)
- 妊娠・出産には不安も多いので、妊娠期から子育て期まで継続して支援する伴走型支援は評価できる。実施してほしい。(事業No. 53、56)

方向性V あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野1 あらゆる分野での女性の参画拡大

(推進状況報告書：P63～P65)

【ご意見等】

特になし。

令和7年2月発行

あきる野市企画政策部企画政策課

〒197-0814

あきる野市二宮350番地

電話 042(558)1111(代)

再生紙を使用しています

